

平成 25 年第 2 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 25 年 6 月 14 日（金曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 金野 次男

副委員長 米澤 まき子

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一
管財課長 柴田 吉弘
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 小野 史典
税務課長 鈴木 利秋
農政課長 浦山 勝義
商工観光課長 鈴木 良彦
保健福祉部副理事(兼)子ども福祉課長 但木 正敏
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健
社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章
会計管理者 紺野 哲哉
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦
生涯学習課長 武者 義典
文化財課長 加藤 佳保
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光
総務課参事(兼)総務課長補佐 鞠 子 克 志
生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 郷右近 正晃
社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡邊 明
都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 鎌田 洋志
教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐藤 良彦
管理課参事(兼)管理課長補佐 小林 正喜
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 長瀬 義博
主事 熊谷 路子

午前9時59分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

皆さん、おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長を選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

おはようございます。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、議会運営委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は金野次男委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は金野次男委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、金野次男委員長席に着く)

○金野委員長

改めまして、おはようございます。

輪番制の委員長であります。精いっぱい務めさせていただきます。皆様方の御協力をお願いいたします。

なお、本日は大変暑くなりますので、各人ごと体温管理、水分補給をよろしくお願い申し上げます。

○金野委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせにより、委員長の私から指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には米澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第 53 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）

○金野委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 53 号から議案第 55 号までの平成 25 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者から提案理由の説明が終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、まず、議案第 53 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

関係課長等から、順次説明を求めます。局長。

● 歳出説明

● 1 款 議会費

○伊藤議会事務局長

それでは、議案書の 1 の 92、93 ページをお開き願います。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費で 467 万 9,000 円の減額でございます。これは、4 節共済費で議員共済年金負担金の負担率の確定によるものでございます。

● 2 款 総務費

○小野地域コミュニティ課長

次に、2 款 1 項 8 目企画費で 1,340 万円を増額補正するものでございます。こちらは、財団法人自治総合センターが行う平成 25 年度コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ助成事業の募集におきまして、山王区伝上山親和会、桜木北区町内会、八幡上二区町内会、八幡沖区振興会、八幡神社神輿保存会の合計 6 つの地域コミュニティ団体のその活動に必要な備品の購入等に係る事業費について、このたび助成金交付の採択を受けたために補正を行うものでございます。

次に、16 目諸費で 1,249 万円を増額補正でございますが、こちらは宮城県が行う被災地域交流拠点施設整備事業補助金の募集におきまして、桜木南区集会所と高橋地区生活センターのそれぞれ地域交流拠点施設としての機能強化を図るための改修費について、このたび補助金交付の採択を受けたために補正を行うものです。なお、この被災地域交流拠点施設整備補助金につきましては、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間に行われる宮城

県の補助事業で、これは兵庫県それから兵庫県議会などが中心となって設立いたしました東日本大震災兵庫県義援金募集委員会という団体に寄せられた義援金のうち、宮城県に対して配分のあった義援金を原資にして制度創設されたものでございます。この事業の助成対象でございますが、津波浸水被害が発生した自治体における地域交流拠点施設の新たな整備、それから既存の地域コミュニティ施設の機能強化ということでありまして、被災による復旧あるいは既存施設の建てかえ、老朽化による修繕は対象外とされてございます。以上です。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、18 日東日本大震災復興基金費で 121 万 5,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興基金積立金 121 万 5,000 円の増額は、全国からお寄せいただいた震災復興寄附金の 4 月、5 月分の収入に加えまして、平成 24 年度中にお寄せいただいたものの予算計上をすることができなかった 1 月から 3 月までの収入分に相当する額をあわせて積み立てるものでございます。

● 3 款 民生費

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3 款 1 項 2 目障害者福祉費で 14 万 6,000 円の増額です。説明欄 1 の難聴児補聴器購入助成事業ですが、これは両方の耳の平均聴力レベルが 30 デシベルから 70 デシベル未満で身体障害者手帳の対象にならない 18 歳未満の難聴児、かつその児童が属する世帯の市民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円未満である方が補聴器を購入する際に、その費用の 3 分の 2 を市が助成するものです。このことによりまして難聴児を養育する世帯の負担軽減を図るとともに難聴児の脳の発達や言語の早期習得を促進するものでございます。20 節扶助費の 14 万 6,000 円は 2 人分を計上しておりまして、多賀城市が助成する費用の 2 分の 1 は宮城県市町村振興総合補助金を充当することとしてございます。2 の在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業につきましては、宮城県市町村振興総合補助金の額の確定に伴う財源の組み替えです。

次のページをお願いします。

○但木こども福祉課長

2 項 1 目児童福祉総務費で 296 万 5,000 円を増額補正するものでございます。説明欄の子ども・子育て支援新制度推進事業の 1 節報酬で 30 万 5,000 円の増額でございますが、これはさきにお認めいただきました多賀城市子ども・子育て会議条例に基づく同会議の今年度の開催分に係る委員報酬でございます。委員 13 名分、3 回の計上でございます。次に、13 節委託料で 266 万円の増額でございますが、これは来年 9 月ごろをめぐり本市の子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。今年度におきましては子育てに関するニーズ調査の実施、子ども・子育て会議の運営、事業計画骨子案の作成等の業務を行ってまいりますことから、これらの業務に係る委託料でございます。

恐れ入りますが、75 ページにお戻り願います。

第 2 表債務負担行為の補正でございます。上段の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託の追加でございますが、期間は平成 26 年度、限度額を 202 万円とするものでございます。これはただいま御説明申し上げましたように、本市の子ども・子育て支援事業計画を作成するための業務委託料でございます。

恐れ入りますが、95 ページにお戻り願います。

次に、2 目保育運営費で 236 万 9,000 円を増額補正するものでございます。説明欄の桜木保育所解体事業の 15 節工事請負費で 236 万 9,000 円を増額でございますが、これは、同保育所解体に係る当初設計の際、基礎解体等に積算誤りがあったほか外構等の計上漏れがあったことが判明したことから、その不足分を増額補正するものでございます。

また、被災しました桜木保育所の災害復旧事業につきましては、当初厚生労働省所管施設災害復旧補助事業の採択を目指しておりましたが、最終的に災害公営住宅内に桜木保育所を併設することが復興交付金事業として採択されましたことに伴い、当該保育所の解体に係る補助につきましては、厚生労働省の災害復旧補助事業に該当しないこととなったため、財源の組み替えを行うものでございます。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3 項 1 目生活保護総務費で 157 万 5,000 円を増額は、説明欄 1 の生活保護適正実施推進事業の 13 節委託料、生活保護システム改修業務委託料です。これは、現在生活保護費の計算あるいは事務手続、保護世帯の管理などを行うシステムを借り上げしておりますが、平成 25 年 8 月から生活保護基準の見直しが予定されておりますことから、このシステムの改修を行うための委託料です。なお、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金が 100%充当されます。

○阿部生活再建支援室長

4 項 1 目災害救助費で 11 億 2,410 万 2,000 円を増額補正でございます。これは 4 月 22 日開催の東日本大震災調査特別委員会において説明いたしました本市独自の被災者支援策を拡充しました被災者住宅再建補助事業に要する経費でございます。この主なものは、1 節報酬 660 万 6,000 円及び 4 節共済費 128 万 5,000 円で、当該補助事業の事前相談及び申請受け付け事務を行う非常勤職員 6 名分の人件費でございます。なお、6 名の雇用期間につきましては、平成 25 年 12 月 31 日までとしております。また、緊急雇用創出事業を活用することとしております。

19 節負担金、補助及び交付金 11 億 1,478 万 7,000 円の内訳は、被災者住宅再建補助事業補助金 1 億 9,179 万 5,000 円の減額で、これはいわゆる地震被災住宅再建分の補助金を減額するもので、当初予算額 3 億 2,500 万円から減額するものです。減額後は 1 億 3,320 万 5,000 円の予算額となります。あわせて被災者住宅再建補助事業補助金、津波被災住宅再建支援分 13 億 658 万 2,000 円を増額するものです。補正後の当該補助事業の合計は、14 億 3,978 万 7,000 円となります。当該補助事業に係る資料としまして、恐れ入りますが、資料 2 の 62、63 ページをお開き願いたいと思います。

制度の概要図と当該制度の所要額を見開きにて記載しております。62 ページの概要図に記載されております四角囲い番号及び丸囲み番号が 63 ページの当該制度所要額の表における左から 2 番目の関連番号と同一となっております。例といたしまして、62 ページ上段、左端、四角枠、被災者津波被災区域の方が再建場所として津波被災区域とした場合の補助額、直接補助 150 万円、利子補助 250 万円、かさ上げ 100 万円の囲い枠部分から線で結んでおります 1、①と 63 ページの 2 列目、関連番号の段にあります一番上の段、①及び 3 段目の 1 が関連しております。このように左 62 ページ、当該制度補助概要図の各補助項目と右 63 ページ、当該補助事業 6 月補正所要額の関連を示しております。

63 ページの被災者住宅再建補助事業（所要額）につきまして、御説明いたします。この表の申請見込み件数につきましては、生活再建支援制度加算支援金、建設・購入、補修の申請実績に基づいて算出したものでございます。表の上段の津波被災区域で被災された方の建設・購入補助関係を御説明いたします。件数につきましては、津波被災区域被災者で加算支援金の建設・購入申請の実績数の 220 件を再建別、住宅別に区分けし、津波被災区域での建設・購入 160 件、地震区域建設・購入への建設・購入 60 件としております。津波被災区域に再建、建設・購入の方が補助上限 150 万円の件数 160 件の 2 億 4,000 万円、その下の段、地震区域に再建、建設・購入の方が補助事業 100 万円の件数 60 件、6,000 万円、右の欄に行きまして津波被災区域の方に対する建設・購入補助 220 件の 3 億円になります。

下の欄に行きまして、下の欄、利子相当額につきましては、建設・購入の方、220 件の方がほとんど住宅ローンを利用すると見込みまして、平成 24 年度の建設・購入利子相当額補助実績から実際の住宅ローンの実率相当額の平均額を算出いたしまして得た金額 151 万 4,957 円の 220 件分の 3 億 3,329 万 540 円、また旧、現行制度との差額支給、平成 24 年度実績 23 件分の 2,263 万 7,268 円、右の段に行きまして津波被災の建設・購入利子相当額、件数は新規補助分の 220 件を用いまして、計 3 億 5,592 万 8,000 円となります。

次に、その下の段、津波被災区域の補修、補修に係る件数につきましては、津波被災区域被災者で加算支援金の補修申請実績を参考に罹災状況別に区分し、全壊 220 件、大規模半壊 700 件、半壊 100 件としております。前回につきましては、補助上限 75 万円の 220 件分の 1 億 6,500 万円、大規模半壊補助上限 50 万円の 700 件分の 3 億 5,000 万円、半壊補助上限 25 万円の 100 件分の 2,500 万円、右の欄に行きまして津波被災区域の方に対する補修に関する補助金としまして、合わせまして 1,020 件の 5 億 4,000 万円、下の欄、利子相当額につきましては、平成 24 年度の補修利子相当額補助実績の平均額 54 万 4,082 円に加算支援金補修申請者済みのうちローン利用見込み 200 件を乗じまして、1 億 881 万 6,400 円としております。また、旧、現行制度との差額支給、平成 24 年度実績 8 件分の 183 万 7,082 円としております。右の欄に行きまして、津波被災区域の建設・購入利子相当額として件数は新規補助分 200 件を用いまして、計 1 億 1,065 万 4,000

円となります。

以上が、津波被災区域への補助関係分で、計といたしまして表の右端記載の欄にあります数字、13億658万2,000円となります。

表の下の段の地震被災区域で被災された方への補助関係を説明いたします。件数につきましては、地震区域被災者で加算支援金の建設・購入実績114件を参考とし120件と見込みました。地震被災区域の方への建設・購入及び利子相当額補助は選択制のため補助上限額の大きい利子相当額100万円を用いまして、建設・購入見込み120件分の1億2,000万円でございます。右に進んだ欄も同様としておりまして、地震被災区域の建設・購入もしくは利子相当額として120件分の1億2,000万円としました。一番下の欄は平成24年度の補修利子相当額補助実績から実際の補修ローンの実利子相当額の平均22万79円を踏まえまして、それに加算支援金補修申請済み者のうち、ローン利用見込み60件を乗じました1,320万4,740円で、右の欄に進みまして60件の1,320万5,000円としております。

合計で件数は重複分を除きますと、件数の(1)、(4)と付されている数字の合計でございますが、補助対象件数1,420件となりまして、金額は津波被災区域補助分13億658万2,000円、津波被災区域補助分1億3,320万5,000円、合計14億3,978万7,000円の所要額となります。

当該資料により説明いたしましたのは、当該補助事業の所要額でありまして、当該所要額に対する過不足分を今回の補正予算に計上させていただいております。なお、5月27日から土日も開催して事前相談を受け付けております。6月13日現在までの18日間に来庁による窓口相談716件、電話による相談705件、相談累計1,421件、1日当たり79件の相談受け付け件数となっております。

以上で説明を終わります。

恐れ入りますが、議案書資料1の96ページ、97ページにお戻り願います。

● 4款 衛生費

○長田健康課長

4款1項3目予防費で300万円を増額補正するものです。説明欄1、乳幼児、児童、生徒等に係る予防接種事業ですが、これは、風疹の流行を受けまして19歳から49歳までの女性と妊娠中の女性の配偶者に対する風疹ワクチン予防接種の助成事業を4月1日にさかのぼり開始するものでございます。助成額は塩釜医師会との契約予定額の1万円を上限とし、助成方法は償還払いと医療機関での接種との併用とするように現在塩釜医師会と調整しております。開始時期は、償還払いについては健康課窓口で6月下旬より、医療機関での接種については7月1日から開始する予定としております。

次に、4目健康増進事業費で2,697万1,000円を増額補正するものです。説明欄1、被災者特別健診事業ですが、これは、被災後の生活環境の変化等による健康状態の悪化を早期に発見し疾病を予防するため、18歳から39歳までの市民を対象とする被災者特別健診を

宮城県の補助を受けて昨年度に引き続き塩釜医師会に委託して実施するものです。補助率は10分の10で、主な経費は13節の健康診査業務委託料2,667万1,000円で2,465名の受診を見込んでおります。

● 5款 労働費

○鈴木商工観光課長

次に、5款1項1目労働諸費で1,622万4,000円の増額補正でございます。これは、去る6月4日開催の議員説明会で御説明申し上げたとおり新たに多賀城市事業復興型雇用創出助成制度を創設し、本市が認定する産業政策の支援を受けた事業所が今年度中に被災求職者を期間の定めのない雇用形態で新たに1人以上雇い入れた場合等、当該助成事業の交付決定を受けた事業所に対して助成金を支給するものでございます。

● 6款 農林水産業費

○浦山農政課長

6款1項3目農業振興費で1,542万1,000円を増額補正するものです。初めに、説明欄1の園芸特産重点強化整備事業ですが、19節補助金で433万2,000円を増額するものです。この補助金は宮城県市町村振興総合補助金事業において、施設園芸組合の省エネ暖房機1台の購入事業についての内示を受け費用の3分の1の助成を受けることから、本市も協調し、事業費の3分の1を補助するものでございます。説明欄2の大区画ほ場整備促進事業で、1,023万9,000円を増額するものです。

13節委託料の追加ですが、内訳は99ページをお開き願います。

25年度は説明欄上段の経営体育成促進換地等調査業務委託を予定しておりましたが、東北農政局より地区の調査、計画、換地作業及び施工の全ての部門にわたって基本となるべき地形図作成業務を先に着手するよう助言を受けましたことから、経営体育成促進換地等調査業務委託506万1,000円を減額し、地形図作成業務委託1,530万円を増額するものでございます。

説明欄3の経営所得安定対策推進事業で、19節補助金で85万円を増額するものです。この補助金は、当該事業の実施団体である多賀城市地域水田農業推進協議会に国から県、市を経由して事務費相当分が交付されるものでございます。

● 7款 商工費

○鈴木商工観光課長

次に、7款1項4目観光費で1,800万円の増額補正でございます。

これは、説明欄1の多賀城駅案内所整備事業に係る公有財産購入費でございますが、11月中旬に多賀城駅舎のリニューアル開業に向けて多賀城駅舎西側の高架下南北連絡通路南側出入り口付近でございますが、約50平方メートルの観光案内所を新設するものでございます。なお、JR東日本東北総合サービス(株)が8月中旬から着工する予定であり、工事完成後に建物の引き渡しを受けるものでございます。

次に、説明欄2の多賀城跡あやめまつり事業ですが、被災市町村地域コミュニティ再生支

援事業の採択を受けたことから 87 万 5,000 円の財源組み替えでございます。

● 8 款 土木費

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

8 款 3 項 1 目河川管理費で 54 万 8,000 円の増額補正です。説明欄の砂押川堤防等除草事業ですが、宮城県からの受託事業として例年 5 団体で行っております堤防草刈りですが、労務単価の増額によりまして受託費が増額となったことから補正を計上するものでございます。4 項 5 目下水道事業特別会計繰出金で 886 万 3,000 円の減額補正です。詳しくは下水道事業特別会計で御説明いたします。

● 10 款 教育費

○麻生川学校教育課長

それでは、100 ページ、101 ページをお開きください。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費で 30 万円を増額補正するものでございます。

これは、説明欄の学校教育課関係、栄養教諭を中核とした食育推進事業でございまして、宮城県が行う同名の事業、平成 25 年度栄養教諭を中核とした食育推進事業の推進地域として多賀城市が指定され、小学校における食にかかわる指導の充実、中学校も同じですけれども、望ましい食生活のために主体的に実践する力を持った児童・生徒の育成に取り組むものでございます。食育検討委員と研修会講師の報償金と旅費、リーフレット、報告書作成のための消耗品、印刷製本費やその他送付のため通信運搬費を計上しております。

○武者生涯学習課長

次に、4 項 1 目社会教育総務費で 871 万 7,000 円の追加補正でございます。説明欄 1 の社会教育施設等予約システム業務委託事業でございますが、社会教育施設や体育施設などの空き状況確認や予約を自宅からでもインターネットにより可能とする予約システムを構築するための補正でございます。本事業構築の対象施設は、市民会館、中央公民館、山王地区公民館、大代地区公民館、市民活動サポートセンター、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、中央公園野球場及びサッカー場、多賀城公園野球場の 10 施設でございます。システムの供与開始は、本年度中の試行を経て平成 26 年度 4 月より実施予定でございます。

ここで、恐れ入りますが、75 ページをお開き願います。

第 2 表債務負担行為の補正でございます。表の 2 段目、業務支援システムの借り上げ料といたしまして、変更前限度額 26 万 3,000 円に今回の社会教育施設等予約システムに係る借り上げ料として 945 万円を増額し、変更後限度額を 971 万 3,000 円に変更するものでございます。期間につきましては、変更前と同じ平成 26 年度から平成 30 年度まででございます。

恐れ入ります。100 ページにお戻りください。

○加藤文化財課長

次に、4 目文化財保護費で説明欄 1 の文化財保護管理事業につきましては、宮城県市町村

振興総合補助金の額の確定に伴う財源組み替えでございます。

● 12 款 公債費

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

12 款 1 項 2 目公債費利子になります。

恐れ入ります。102 ページをお願いいたします。

公債費利子で 112 万 7,000 円の減額補正をするものでございます。説明欄、借入金、償還金利子の 112 万 7,000 円の減額は、繰り上げ償還に伴い軽減されることとなる利子支払い額相当額を減額するものでございます。これは、平成 25 年度限りの特別な措置として特定被災地方公共団体が借り入れた年利 4%以上の旧公営企業金融公庫資金について、補償金なしで繰り上げ償還することが認められることとなり、さらに必要に応じてその償還財源として特定被災地方公共団体借換債の発行が認められることとなったものを活用するものでございます。本市一般会計におきましては、繰り上げ償還の対象となる市債は平成 5 年度に借り入れた公営住宅事業債、それと臨時地方道整備事業債の 2 件でございます。いずれも今年度の 3 月で償還が完了するものでございましたので、今回借換債を発行するなどの特別の予算措置をする必要がなく、既決予算の中で 3 月期に支払うべき元金償還金を 9 月に繰り上げて支払うこととなります。このことにより 3 月期に支払うべき利子分が軽減されることとなりますので、当該軽減される額の減額補正をするというものでございます。

それでは、最後になりますけれども、これは後ほど御確認いただきたいと存じますが、資料の 2 の 54 ページから 57 ページにかけて復旧・復興分として区分した事業の一覧を掲載させていただいております。議案審議の参考にしていただきたいと存じます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

● 1 款 市税

○鈴木税務課長

それでは、引き続き、歳入について御説明申し上げます。

資料の 80 ページをお願いいたします。

1 款市税で 3 億 4,969 万 3,000 円の減額補正を行うものでございます。2 項 1 目固定資産税で 3 億 2,026 万 3,000 円の減額補正でございますが、これは平成 25 年度課税に係る賦課額が 5 月 1 日に確定したことによる補正でございます。

ここで、資料の 2 の 58 ページをお願いいたします。

これは、平成 25 年度課税に係る固定資産税、都市計画税の概要について示したものでございます。

まず、1 といたしまして、東日本大震災による津波被災区域の 2 分の 1 減額課税についてでございます。これは、平成 25 年度税制改正において、復興支援のための税制上の対応として課税免除等の制度が 1 年延長されたことに伴うもので、本市においては平成 24 年度

に課税免除とした津波被災区域の復旧・復興に資するため社会資本の復旧状況などを総合的に勘案し、本年4月26日に平成24年度課税免除と同様の津波被災区域を指定し、固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ2分の1に相当する額を減額し課税したものでございます。当初予算においては、課税免除等の措置が終了したものととして計上していたため、この分につきましては大きく減額となったものでございます。2分の1減額課税による影響でございますが、対象となった土地は6,291筆、課税面積で371万9,000平方メートル、家屋については4,319棟となっております。固定資産税の土地分では1億9,359万3,000円の減額、家屋分では2億1,970万2,000円の減額、合わせまして4億1,329万5,000円の減額となっております。同様に都市計画税におきましては、土地分で4,907万8,000円の減額、家屋分で4,707万8,000円の減額、合わせまして9,615万6,000円の減額となっております。

次に、2、減免でございます。(1)用地買収等による減免は、当初予算においても見積もり、積算しているものでございますが、賦課決定により額が確定したものでございます。土地に係る減免につきましては、公共用地の買収による移転登記が賦課期日である1月1日以後になされた場合などで、同様に公共用地の買収による賦課期日の1月1日では既に所有権の移転登記が完了している固定資産との課税の均衡を図る上で、減免とするものなどございまして、当初予算では固定資産税で40万円と見積もっていたものが30万2,000円に、都市計画税は10万円と見積もっていたものが9万6,000円に確定したものであるものでございます。家屋に係る減免につきましては、土地と同様の理由によるもののほか、国際観光ホテル整備法第3条の規定によって、登録を受けて旅館業の用に供している家屋については、登録部分の床面積に應ずる税額の3分の1を減免することとなっておりますことから、これらの減免額の合計で、固定資産税額では当初315万6,000円と見込んでいたものが169万1,000円に、都市計画税では71万2,000円と見込んでいたものが33万5,000円になったことによるものでございます。

次に、(2)宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業予定区域減免についてでございます。これは、宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業の予定区域につきましては、その事業の推進を図るため市が土地を使用することにおいて所有者からの使用承諾書の提出があった場合には、他の固定資産との均衡を図る上で、市税条例第57条第1項第4号により固定資産税及び都市計画税を減免することとしたものでございます。これに係る影響額は、対象土地95筆、対象者69名で、固定資産税土地分で147万円の減額、都市計画税土地分で39万円の減額となるものでございます。

減免につきましては、(1)と(2)を合わせますと、固定資産税の土地分では177万2,000円の減額、家屋分では169万1,000円の減額、都市計画税におきましては、土地分で48万6,000円の減額、家屋分で33万5,000円の減額となっております。

次に、3、新築住宅軽減等についてでございます。これは、新築住宅について床面積の120平方メートルまでに係る固定資産税を一般住宅では3年度分、3階建て以上の中高層耐火

住宅等は5年度分、2分の1とする新築住宅軽減の措置がございますが、当初予算ではこの新築住宅軽減額を4,305万円と見込んでおりましたが、これが4,179万5,000円に確定したことによるものでございます。

次に、4、仙台港背後地土地区画整理事業に伴う行政界変更による徴収権の承継についてでございます。これは、平成25年7月1日から仙台背後地土地区画整理事業地の一部について、本市と仙台市とで行政界の変更が行われることから、以後それぞれの市に編入された部分に係る市税については、地方税法第8条の3第1項に基づき課税権の承継が行われることとなり、また市税に係る徴収権についてもそれぞれの市に承継されることとなります。今回の場合、具体的には法人市民税のような申告納入に係るものについては、境界変更となる7月1日前までに納付期限の到来しないもの、かつ境界変更前に属していた市に納入されていないものは、境界変更後に属する市に承継されます。また、固定資産税、都市計画税のような普通徴収によるものについては、境界変更となる7月1日前までに境界変更前に属していた市に収入されるものを除き、境界変更後に属する市に承継されることとなっております。このことから、固定資産税、都市計画税につきましては、本市、仙台市ともに第1期分の納期限は既に7月1日前に到来していることとなっておりますことから、7月1日前までに納付されたものについてはそれぞれの市に帰属することとなりますが、7月1日後に納期の到来する第2期後の税額で7月1日前に既に納付された税額を除いた分及び7月1日において未納となっている税額に係る徴収権がそれぞれ境界変更後に属する市に承継されることとなります。本市、仙台市ともに境界変更となる7月1日前に納期が到来する第1期分について、未納がなくかつ7月1日前に2期以降の税額の納付がなかったとした場合におけるそれぞれの市への承継額ですが、資料の60ページをお願いいたします。

徴収権の承継に係る影響額の表にございますように、多賀城市への承継に係る増額は、固定資産税につきましては、土地分で179万7,000円、家屋分で47万円、償却資産分で51万円、土地、家屋、償却資産の合計では277万7,000円となり、都市計画税につきましては、土地分で38万4,000円、家屋分で10万円、土地、家屋の合計では48万4,000円となります。

これとは反対に、仙台市への承継に係る減額は、固定資産税につきましては、土地分で68万1,000円、家屋分で9万7,000円、土地、家屋の合計では77万8,000円となり、都市計画税につきましては、土地分で14万6,000円、家屋分で2万円、土地、家屋の合計では16万6,000円となります。

このことから、その下の表、差し引きにございますように本市への承継分から仙台市への承継分を差し引くと、固定資産税につきましては、土地分で111万6,000円、家屋分で37万3,000円、償却資産分で51万円、土地、家屋、償却資産の合計で199万9,000円の増額となり、都市計画税につきましては、土地分で23万8,000円、家屋分で8万円、土地、家屋の合計で31万8,000円の増額となるものでございます。

ただいま御説明申し上げました平成 25 年度固定資産税、都市計画税の課税に係る概要を税目ごとの表にまとめたものが 5、税目ごとの集計でございます。(1) 固定資産税につきましては、土地で 2 分の 1 減額課税による減額が 1 億 9,359 万 3,000 円、減免による減額では、用地買収等によるものと宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業予定区域に係るものを合わせ 177 万 2,000 円、境界変更による徴収権の承継によるものでは 111 万 6,000 円の増額となっております。同様に家屋につきましては、2 分の 1 減額課税による減額が 2 億 1,970 万 2,000 円、減免による減額が 169 万 1,000 円、新築住宅軽減等による減額が 4,197 万 5,000 円、境界変更による徴収権の承継によるものでは 37 万 3,000 円の増額、償却資産では境界変更に係る徴収権の承継によるもので 51 万円の増額となっております。

同様に(2) 都市計画税では、土地で 2 分の 1 減額課税に係るもので 4,907 万 8,000 円の減額、減免で 48 万 6,000 円の減額、徴収権の承継で 23 万 8,000 円の増額となり、家屋では 2 分の 1 減額課税で 4,707 万 8,000 円の減額、減免で 33 万 5,000 円の減額、徴収権の承継で 8 万円の増額となったものでございます。

以上が、平成 25 年度課税に係る概要の説明でございます。

ここで議案書 1 の 80 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目固定資産税 1 節現年度課税分で 3 億 2,026 万 3,000 円の減額でございます。説明欄の土地についてでございますが、補正後におきましては課税標準額に税率 1.4% を掛けたものから先ほど資料で御説明いたしました 2 分の 1 減額課税に係る 1 億 9,359 万 3,000 円、減免に係る 177 万 2,000 円をそれぞれ差し引きし、徴収権の承継に係る増額 111 万 6,000 円を加えた額に収入見込み率であります 99% を乗じた額 7 億 5,462 万 4,000 円が補正後の額となります。このことから補正額は、補正後の額 7 億 5,462 万 4,000 円から補正前の額 9 億 5,456 万 6,000 円を差し引いた 1 億 9,994 万 2,000 円の減額となるものでございます。家屋においても同様に補正額で 1 億 9,525 万 5,000 円の減額となったものでございます。償却資産におきましては、機械及び装置、工具、器具及び備品において伸びが見られたことから 7,493 万 4,000 円の増額となったものでございます。このことから、土地、家屋、償却資産を合わせた固定資産税現年度課税分では、計上済み額 26 億 2,151 万 5,000 円に対し、収入見込み額 23 億 125 万 2,000 円となり、差し引きで 3 億 2,026 万 3,000 円の減額となったものでございます。

次に、2 目国有資産等所在市町村交付金で 5,809 万 4,000 円の増額を行うものでございます。これは宮城県が所有する本市明月 2 丁目に所在する土地をその利用者に有償で貸し付けていたことから、国有資産等所在市町村交付金法に基づき過去 5 年分について宮城県から交付を受けるものでございます。

次に、5 項 1 目都市計画税で 8,752 万 4,000 円を減額補正するものでございます。補正の概要につきましては、先ほど固定資産税で御説明申し上げました内容と同様でございますので、詳細につきましては省略させていただきますが、説明欄のとおり現年度課税分、土

地で次のページ、82 ページをお願いいたします。土地で 4,548 万 8,000 円の減額、家屋で 4,203 万 6,000 円の減額、合わせまして 8,752 万 4,000 円の減額となるものでございます。

● 10 款 地方交付税

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、10 款 1 項 1 目地方交付税で 3 億 9,456 万 5,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、普通交付税の 1 億 1,311 万 4,000 円の減額は、さきに税務課長から説明申し上げましたように固定資産税のうち償却資産分の増額、国有資産等所在市町村交付金の増額などに伴い、普通交付税を算定する際の基準財政収入額が増加し、基準財政需要額との差額である交付基準額が減少することが見込まれますので、これらの普通交付税の減額要因を踏まえた補正をするものでございます。

次に、説明欄、震災復興特別交付税の 5 億 767 万 9,000 円の増額は、こちらもさきに税務課長から説明申し上げましたように、津波被災地区における固定資産税と都市計画税を 2 分の 1 の減額課税としたことによる減収補填などを見込んで補正をするものでございます。

● 12 款 分担金及び負担金

○永沢建設部次長（兼）都市計画課長

12 款 2 項 1 目土木費分担金で 100 万 1,000 円の増額補正です。説明欄のがけ崩れ対策事業費分担金ですが、平成 24 年度への繰り越し事業として実施しておりました高崎三丁目のがけ崩れ対策事業ですが、工事については 24 年度中に終了しておりますが、該当する 4 名の地権者からの分担金のうち 1 名から徴収猶予及び分納の申し出があったことから、平成 25 年度予算への受け入れのため増額補正を計上するものでございます。なお、7 月末及び来年 3 月末の 2 期での納付を予定してございます。

● 14 款 国庫支出金

○片山保健福祉部次長（兼）社会福祉課長

次のページをお願いいたします。

14 款 2 項 1 目民生費国庫補助金で 157 万 5,000 円の増額補正ですが、1 のセーフティネット支援対策等事業費補助金につきましては、先ほど歳出で説明しましたとおり生活保護費のシステム改修業務委託に対する補助金でございます。

○浦山農政課長

7 目農林水産費国庫補助金で 765 万円を増額補正するものでございます。説明欄の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として増額するもので、歳出で御説明しました大区画ほ場整備推進事業の地形図作成業務に充当するもので、補助率は 50%でございます。

● 15 款 県支出金

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

15 款 2 項 1 目総務費県補助金で 1,472 万 6,000 円の増額補正でございます。3 節市町村振興総合補助金で 223 万 6,000 円の増額は、先ほど歳出で御説明いたしました難聴児

補聴器購入助成事業及び園芸特産重点強化整備事業、2 事業の追加並びに補助金額の内示による財源組み替え 2 件の合計額でございます。

○小野地域コミュニティ課長

次に、9 節被災地域交流拠点施設整備事業補助金で 1,249 万円の増額補正でございますが、先ほど歳出で御説明いたしましたとおり、桜木南地区集会所と高橋地区生活センターの機能強化に係る改修事業について補助採択を受けたために、歳出予算と同額を補正するものでございます。補助率は、10 分の 10、100%となります。

○但木こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

2 目民生費県補助金 7 節宮城県社会福祉施設等災害復旧費県補助金で 531 万 1,000 円を減額補正するものでございます。これは、歳出でも御説明申し上げましたとおり災害公営住宅内に桜木保育所を併設することが復興交付金事業として採択されたことに伴い、当初予算で計上しておりました当該保育所の解体に係る県補助金の充当が見込めなくなったことにより減額補正するものでございます。

○長田健康課長

次に、3 目衛生費県補助金で 2,697 万 1,000 円を増額補正するものです。説明欄 1 の被災者健康支援事業補助金で、これは 18 歳から 39 歳までの被災者特別健診事業を行うための補助金で、補助率は 10 分の 10 でございます。

○浦山農政課長

4 目農林水産業費県補助金で 215 万円を減額補正するものでございます。説明欄 1 の直接支払推進事業費補助金の 85 万円の増額は、歳出で御説明しました経営所得安定対策推進事業の直接支払推進事業費補助金に充当するもので、補助率は 100%でございます。説明欄 2 の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の 300 万円の減額は、歳出で御説明いたしましたが、大区画ほ場整備推進事業で当初予定しておりました経営体育成促進換地等調査業務委託を来年度に先送りしたことにより減額するものでございます。

○鈴木商工観光課長

次に、7 目労働費県補助金で 2,553 万 9,000 円を増額補正でございます。1 節緊急雇用創出事業補助金 931 万 5,000 円は、歳出で御説明いたしました生活再建支援室の被災者住宅再建補助事業に対する補助金でございます。3 節雇用復興推進事業補助金 1,622 万 4,000 円は、歳出で御説明いたしました多賀城市事業復興型雇用創出事業に対する補助金でございます。

次のページをお開き願います。

○麻生川学校教育課長

3 項県委託金で 2 目教育費委託金 30 万円を増額するものでございます。歳出で御説明いたしましたが、栄養教諭を中核とした食育推進事業を推進するための委託金で、検討委員や研修会講師の報償金、旅費、リーフレット作成に係る費用などに充てるものでございます。

● 17 款 寄附金

○柴田管財課長

17 款 1 項の寄附金で 75 万 3,000 円の増額補正でございます。これは、平成 25 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までいただきました寄附金として、2 目震災復興寄附金 11 件分 75 万 3,000 円を計上するものでございます。

● 18 款 繰入金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 1,719 万円の減額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴い減額となるものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成 25 年度末における残高は、16 億 1,315 万 4,000 円となる見込みでございます。続いて、8 目東日本大震災復興基金繰入金で 11 億 1,445 万 5,000 円の増額補正をするものでございますが、説明欄に対象事業として記載しておりますように被災者住宅再建補助事業の財源として充当するものでございます。これによりまして、東日本大震災復興基金の平成 25 年度末における残高は 16 億 669 万 2,000 円となる見込みでございます。

次のページをお願いいたします。

● 20 款 諸収入

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

20 款 4 項 2 目土木費受託事業収入で 54 万 8,000 円の増額補正です。説明欄、砂押川堤防等除草業務受託ですが、歳出で説明いたしましたとおり労務単価の増加に伴う受託事業収入の増額補正でございます。

○小野地域コミュニティ課長

次に、5 項 2 目雑入で 1,903 万 5,000 円の増額補正でございますが、まず説明欄 1 のコミュニティ助成事業助成金 1,340 万円につきましては、歳出で御説明いたしましたとおりいわゆる宝くじ助成事業の採択を受けたために歳出予算と同額を補正するものでございます。

○鈴木商工観光課長

次に、商工観光課関係ですが、被災市町村地域コミュニティ再生支援事業助成金 87 万 5,000 円で、歳出で御説明いたしました多賀城跡あやめまつりが当該支援事業の採択を受けたことに伴う補正でございます。

○武者生涯学習課長

次に、生涯学習課、説明欄 1 の公共スポーツ施設等活性化事業助成金で、財団法人地域活性化センターからの助成金 476 万円の追加補正でございます。これは、歳出の際に御説明した社会教育施設等予約システム業務委託事業に充当するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○金野委員長

ここで 10 分間の休憩に入ります。再開は 11 時 10 分から。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

○金野委員長

全員おそろいですので再開いたします。

以上で説明は終わります。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましてもこれまでの特別委員会において多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に 1 件ずつ質問していただくようお願いいたします。

なお、当局におかれましても質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願い申し上げます。

● 歳入質疑

○金野委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。藤原委員。

○藤原委員

資料 1 の 87 ページの民生費県補助金、これが桜木の解体の関係だったよね。いわゆる復興交付金事業でやることになったためにこれを削除するということだと思うので、この分は多賀城市の自己負担になるのではなくて、交付金からきちんと補填されると理解しているのかどうかということなのですが。

○但木こども福祉課長

今回の復興交付金事業として認められましたのは、桜木保育所を災害公営住宅地内に建設をするということが認められたものですから、解体に係る部分については復興交付金事業としては該当にならないということでございます。

○藤原委員

そうすると、復興交付金事業で認められるのは建設だけであって、解体については交付金事業ではないと。そして、解体は当初は県の補助金で見られると思っていたんだけど、それは見られなくなったと。そうすると、解体分については全く多賀城市の自己負担になるんだということなんですか。

○但木こども福祉課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

それはおかしくないですか。好きこのんで壊すんじゃないんだから、津波が来て壊すんだか

ら。こういうものこそきちんと復興交付金事業というか、震災関係の中できちんと見てもらうべきものではないかと思うんですけれども。ほかの施設はどうなんですか。私ちょっとおかしいと思うな。これは被災して壊すことになったんだから。どうですか。だって、ほかの施設は大体修理とかなんとかみんな認められているわけでしょう、交付金事業で。違いますか。財政担当。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

基本的に交付金事業は100分の100、復興交付金来ると。ここの災害公営住宅関係については、8分の7というのが限度額になって、残りについては使用料で賄うというのが限度になってございます。それとの見合い、8分の1出したときの見合いと、それから解体費を単費で出すというものの見合いを考えたときにどうなのかという判断をさせていただいたということもございます。

それと、1つは復興交付金の考え方ではございますけれども、基本的にはこれから復興に資するものをつくっていくというものに国がお金を出すということの考え方でございますので、その考え方からすると解体分には当たらないというのが交付金の考え方になるということでございます。

○藤原委員

いや、交付金の考え方はこういうものだと、それでいいんだったらそれでいいんだよ。けれども、じゃ、何でこの補助金を削られなければいけないのかという話ですよ。どっちも該当しないということはないでしょう。壊すほうだって災害で壊すんだから。理屈が合わないでしょう、だって。つくる分について交付金事業に該当するから壊す分について県の補助金をやめると。この理屈おかしいでしょう、どう考えたって。だから、はい、わかりましたと言うような筋のものじゃないんじゃないかと、これは。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

今回、桜木保育所、これまでの建物は木造であったと。当然それを復旧することに対する補助というのは、木造を対象にした補助ということになって、県の補助率も4分の3でしかない。今回、桜木にビルドインするということになると、これは木造じゃないので鉄筋コンクリートづくりになると。おのずとかがってくる単価が違ってくるので、それに対して県の補助金が全部充当できるかという、違うものを建てるんですねというまず議論になってしまう。その観点もあって、桜木の公営住宅に入れるときにどういう財源措置をしましょうかというときに、8分の7の今までの補助金よりも有利なものが使えて、これもなおかつ鉄筋コンクリートの建物にも使えと。そこにおいて解体費は少なくとも仕方ないですねというところで我々は妥協したというか、当然復興庁の中でも厚生労働省の中でもこれはとてもレアなケースということで、お互いに協議をさせていただいて、どちらのお金で見るべきなのか。どこまで見るべきなのか。どれが市町村にとって有利なのかということまで勘案した上で、こういう判断になったというところでございます。

○藤原委員

皆さん方は納得しているということね。そうですか。ちょっとおかしいと思うけれどもね、私はね。まあいいや。

○竹谷委員

今の件、わかりました。推進局長が言うのはわかるんです。どうしたらいいかと。ただ、民間解体は無料でやりますよね。その期間中なら公営でも無料でやれたんじゃないですか。逆に聞くけれども。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

今の御質問につきましては、結論から申し上げますとやることはできたということだと思います。ただ、環境省の解体事業の場合ですと、いわゆる補完の補助制度があるものについては基本的にそちらを優先して使ってくださいということで、桜木の保育所については、先ほど来お話に出ている補助制度を適用できるのではないかとということで、環境省の解体事業の締め切りには間に合わなかったということでございます。

○竹谷委員

だから、肝心かなめの説明がそこなんですよ。肝心かなめがそこなんですよ。当初は、本来であればやれたけれども、仕組みとして補助の出るものについては補助でやりなさいということの指導があったので、タイミング的にずれちゃったと。復興庁とのいろいろな交渉の中で、それをやるのであればこれだけは単独でやってくださいという妥協の産物というものになっちゃったんだということじゃないですか。そこを言わないとおかしいわけですよ。対象になる物件でしょう。だけれども、そういうものがあってこうしたんだということを説明しなかったら、私ははっきり言ってつじつま合わないんじゃないかと思うんです。そうであつたらそういうふうにきちっと説明しないと、理解できないと思いますよ。それがこども福祉課が説明するものなのか、市の全体としてそこをどう捉えてやったんだということをきちっと説明しないと、私は理解に苦しむんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

竹谷委員のおっしゃるとおりだと思います。我々も有利な方法をどうしたらいいのかということで、両にらみですっと進んできた。復興交付金で建てる場合と、ひょっとしたら県の補助金でも壊せるじゃないか。もっと先に解体することを決定していれば、昨年公営住宅に入ることを是として認められているのであれば、公費で解体するという方法もあつたらろうしと。ただ、なかなかその結論が非常にレアなケースだったためにいつまでたっても結論が出なくて、全て可能な限り対応できるので手を挙げていたというのが現状でございます。これについては、災害公営住宅の中に桜木保育所を入れるということを決めた段階で、もう少し細やかな説明をすればよかったんですけども、主に建設する話だけに終始してしまったということで、これは説明のあり方について、今後もう少し検討しながらきめ細かな説明をしていきたいと反省しているところでございます。

○竹谷委員

そのように説明をしたほうが理解が早いのではないかと思いますので、結果的に起きてしまったことはしょうがない、認めざるを得ないと思いますけれども、今後はそういうことを注意していただきたいと思います。ただ結果だけじゃなく、なぜこういうふうが発生したのかという原因もきちっと説明するように求めておきたいと思います。

○雨森委員

資料1の88ページ、17款の寄附金についてお尋ねいたします。

この2カ月間で11件と説明がありまして、金額が出たわけなんですけれども、これは事業名は震災復興だけですか。復興事業給付金ですか。どちら。事業だけですか。

○柴田管財課長

今回補正で計上しました11件の75万3,000円、実際には寄附としては75万4,000円ですが、これは全て震災復興寄附という名目でいただいております。

○雨森委員

そうしますと、この23年3月11日発生しました大震災のための震災復興基金、この初年度から本年度の2カ月にプラスしておよそどれぐらいの寄附金があったかわかれば、お聞きしたいと思います。金額的に。でなければ結構ですけれども。

○金野委員長

金額がわかればお示しとの質問ですが。管財課長。

○柴田管財課長

震災復興寄附金だけですか。（「そうです」の声あり）それについては、集計はされていないので、済みません、今までいただいた寄附総額でしたらわかるんですけれども、震災復興名目だけではちょっと集計してございませんので。

○雨森委員

私が申し上げるのは寄附金の総額です。ですから、例えば資料いただいておりますね。22年度の31件で1,549万6,000円とか、そこから始まりまして25年度の今説明ありました11件の75万3,000円ですか、それを合わせた分が幾らぐらいになったかなということをお聞きしておるんですけれども出ませんか、数字は。

○柴田管財課長

今、集計しました。震災復興名目でいただいた寄附金の総額ですけれども、1億7,556万4,888円になります。

○雨森委員

ありがとうございました。

それで、今言われますように風化現象といいますか、23年度は440件1億4,823万円という寄附金、義援金ではなく寄附金がそのような金額になっております。それから、24年度はぐっと下がりがまして1,100万円ぐらい。今年は2カ月で75万円ぐらい、どんどん極端に下がっていくわけなんですけれども、今後どのような見通しになるのか、担当課、そういったお考えだけちょっと聞きたいです。

○柴田管財課長

寄附の見通しという御質問でございますけれども、これは善意のあらわれでございますので、管財課として見通しを立てることは不可能かと思っております。

○雨森委員

寄附を人に頂戴というわけで、いただくものをどうこう言うわけではありませんが、そこで市長にちょっとお聞きしたいんですが、ちょうどある報道紙で1年半たったときに他市の義援金とか寄附金、寄せられた金額というのが一覧表が出ておるんです。それを見ますと、多賀城市が非常に金額的に少ないですよ。人様からもらうものに対して多いとか少ないとかと言うわけにもいかないんですが、この数字、長くなるから言いませんが例えば塩竈が寄附金が7億2,000万円、1年半の時点において。多賀城は1億6,000万円。一方は7億、一方は1億6,000万円。そのときに七ヶ浜が2億8,000万円の寄附金が来ているんです。多賀城は1億6,000万円ということでありまして、ほかの被害地も皆そう出ているんですけれども、その新聞のある面においては、こういう現象は一部は首長らの発信力が鍵になるんじゃないかと。ということが新聞の記事に大きく記載されているんです。それについて、これは首長さんだけじゃなしに各自治体のやはりテレビとか新聞もそうです。いわゆる発信力です。どんどん他の自治体のようにボールを投げて、そしてそういったものを協力いただきたいということをやっぴり必要じゃないのかということに記載されているのですが、市長、どのようにお考えですか。

○金野委員長

雨森委員、この寄附金の善意の行為を市長にお聞きしたいと。市長。

○菊地市長

今、急に言われて私もどう答えたらいいかわかりませんが、私がそれだけ発信力がなかったといえば雨森委員言われたとおりかなとは思いますが、その差ではないんじゃないかなと。この中身をどういう中身なのかちょっとよく検討してみないと分析してみないと、私から発信するわけにもいかないんじゃないかなと思っておりますので、中身についてもうちょっと調べてから、もしお話し申し上げる機会があればお話ししたいと思います。

○雨森委員

参考までに去年の9月3日、月曜日の河北新報の記事にこういったものに関連しながら数字の問題とか、それからそれを発信された方の(2文字削除)〇〇さんという方がやっぱり自治体とか首長さんの取り組みについてのことをちょっと触れておられますので、そういったものを参考にさせていただきながらまたお考えいただきたいと思えます。

○竹谷委員

これは余り声を大にして聞くものではないと思うんですが、参考資料2の60ページで今回の仙台市と多賀城の境界線の交換によって、それぞれの評価が出ております。ずばり聞きますけれども、税額ではどういう状況なんですか。仙台市と多賀城市。

○鈴木税務課長

課税の状況でございますけれども、多賀城においては仙台市に編入される今度分の土地については、2分の1の減額課税を行っております。仙台市から多賀城に編入される土地については、仙台市では通常の課税ということになってございます。

○竹谷委員

違うんです。通常でいいんです。通常で交換したことにして多賀城が例えば1億円入る予定が少なくなったか多くなったかの問題ですよ。それを比較をしてみたいと思ったから今質問したんです。比較論です。

○鈴木税務課長

資料60ページの表の差し引きにございますように、多賀城のほうが今回は仙台から来るほうが多くなっているということは多賀城のほうが多くなっております。多賀城のほうが多く入ることになります。

○竹谷委員

通常の計算で行けば、今回の境界線、いわば土地の交換によって、なぜこれを聞いたかという、いかに公道が入っているか入っていないかで税額は違うんですよ、ですから、税額が多賀城のほうが多くなれば、民地が多かったという詳細なんじゃないかという思いがあったから質問したんです。ですから、多いというのであれば、多賀城のほうは、面積は一緒だったわけですよ。そうすると、そういうふうに考えると公的施設、いわば道路等が仙台のほうが多かったと、多賀城は民地のほうが多かったと、そのことによって税制である程度恩恵をこうむるような状況になっているという解釈をしているのかどうかということでお聞きしているんです。いかがですか。

○鈴木税務課長

そうですね。あの……（「そのとおりだ」の声あり）そのとおりでございます。

○竹谷委員

課長ね、あのと言ってから委員長がそのとおりと言ったからそのとおりと、それは質問者に対して失礼ですよ。やっぱりはっきり言ってこのぐらい、10%ぐらい来るような計算になっているとか、そういうことでおっしゃるとおりですよというならわかるけれども、何をおっしゃるとおりですと、これもないんじゃないかなという気がするんですけども。いかがですか、担当部長。

○伊藤市民経済部長

的確なお答えを申し上げないで、大変失礼を申し上げます。

仙台市から多賀城に編入される部分と、それから本市から仙台市に行く部分とあるわけでございますけれども、中身については今竹谷委員がおっしゃったとおりでございます、60ページの中段にも出ておりますとおりトータルで相殺いたしますと231万7,000円の増額となるという状況でございますので、よろしく願いいたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

以上で歳入の質疑を終結します。

● 歳出質疑

○金野委員長

次に、歳出の質疑を行います。戸津川委員。

○戸津川委員

2つお願いします。

まず最初に、97ページです。風しんワクチンの予防接種助成金についてお伺いします。早速私どもの申し入れに答えていただく形でこのように補正を組んでいただいたことにまずお礼を申し上げます。

私も一般質問に入れていたんですけども、ここの場で問題が明らかになりまして答えが返ってくればと、ほぼ返ってきていると思うんですが、一般質問は撤回させていただきますので、この場でちょっと質問を具体的にさせていただきます。

19歳から49歳の女性はもちろん独身の人も含めて既婚者、未婚者を問わず全て対象になるということの確認と、その妊婦の夫ということが入ったので私は安心したんですが、その妊婦の夫というものを示す書類みたいなものをどんな形で求めるのか、具体的に教えていただきたいということが2点目。

それから、県の補助が出るかに聞きましたけれども、マスコミではそのような報道があったんですけども、まだ県議会では決まっていなくて9月の議会になるのかどうか、その辺はちょっと私どもの情報では9月の県議会で決まるかのようなことも聞きましたが、県の補助が今どのような状態で伝わってきているのか、その3点についてお願いします。

○長田健康課長

まず、妊娠中の女性の配偶者の確認ということでございますが、そちらについては母子手帳の父親の欄、そちらで確認できるのかなという形で考えております。

県の補助ということでございますが、私どもも新聞報道で承知している部分だけで9月の補正予算に上げたいということだけを聞いている最中で、何らまだ詳細な文書とか通知とかというものは来ていないという形で、先日、どのような助成をするのかという照会文書がちょっと来ているという状況でございます。

以上でございます。

○戸津川委員

わかりました。

上限が1万円ということで、時に1万2,000円ぐらいかかる機関もあるかと聞きましたけれども、大体は1万円ぐらいで受けられるということなので、この300万円を予算化していただいたんですけども、もちろんこれが足りなくなればもう一回また補正をしていただくということもあり得ると思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。未婚、既婚はもちろんそれでいいんですよ。

○長田健康課長

済みませんでした。

未婚、既婚は関係ございません。19歳から49歳までの多賀城市民の女性ということでございます。

○戸津川委員

2問目に移ります。

95ページです。

生活保護の適正実施推進事業についてなんですけれども、これは例の生活保護の基準が3年間で2.5%引き下がるということのためにシステムの改良をするための委託料だとお聞きしました。3年かかって3分の1ずつ1年間にかえていくことはお聞きしたんですけれども、そういう基準がどんどん下がっていくわけですから、そういうことを生活保護の対象者の方には既に通知などはされているのかどうか、そのことが1点です。

それから、就学援助への影響はないようにできるだけしたいという国でもそういう方針はありましたけれども、このことが8月から実際に下がっていくわけなんですけれども、そのことが就学援助制度、特に準要保護の子供たちに対する保護の認定基準などに影響してくるのかどうか、その辺を質問いたします。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

1点目の御質問につきましては、25年の6月6日に法改正に伴いまして県から詳しい説明がございました。生活保護費が全般的に改定になるよというお話は、毎月支給日であるとかあるいは訪問のときにそういった話題にはしますけれども、具体的にどのぐらいというお話とかというのは、まだ確定をしていないのできちっとしたそういう説明はしておりませんので、先ほど言いましたように6日の正確な説明がありましたので、これから支給日とかそういった訪問を利用しましてきちっと説明をしていくという形になっております。

○麻生川学校教育課長

就学援助に関しましては、ことし5月15日に文部科学省から通知がございまして、できる限り影響が及ばないよう対応するという対応の方針が示されております。多賀城市ですけれども、今年度認定も始まっておりますが、今年度基準はそのままで行っております。

○戸津川委員

まず、そこは安心しましたけれども、もう一つ最後に生活保護の基準の改定に伴ってちょっと懸念することがございます。1カ月ほど前に大阪のほうで若いお母さんと3歳になるお子さんでしたでしょうか。餓死状態で見つかったという事件がございました。あのときには、あの家族は住民登録をして住民票が移っていなかったということが大変行政にとってわかりにくかったということも報じられておりまして、やはりそういう場合には、電気をとめられた、ガスをとめられた、水道をとめられたという状況が行政側にいかにスムーズに来るかということが大変重要だと思うんですけれども、もう一度確認をさせてください。東北電力とどのような協定になっているのか。電気代が未納になって、電気をストップした状態にな

って、どれぐらいになったら行政に通報が来るのか。水をとめた場合は、水道の場合は管理者もいらっしゃいますので、どういうシステムになっているのか、もう一度確認をさせていただきます。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

東北電力とのその辺の話につきましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど確認したいと思います。

○金野委員長

戸津川委員、資料は今持ち合わせがないということですが、水道もですか。

○戸津川委員

水道はわかれば。

○佐藤水道事業管理者

生活保護世帯に関する例えば給水停止とかそういう場合、事前に社会福祉課と毎月協議を行って、その上で確認をしております。そういう状況でございます。

○戸津川委員

それでは確認します。水道の場合は、毎月そういう場が設けられてその都度報告があるということで安心ですが、電力との協定の内容を後ほどよろしくお願いします。それからまた質問します。

○江口委員

93ページの総務管理費の中の地域コミュニティ助成事業ですが、先ほどの説明で宝くじのあれで6つの地区ですか、団体ですか、備品用ということで1,340万円です。この説明がございましたけれども、例えば私が感じているのは、地区ごとにこの事業が有効活用されている温度差が違わんじやないかということを感じております。例えば、地域から申請をしてこれを何とか買ってくださいと、あるいはそれじゃなくて市から時期的に来て、この時期にこういうものを事業として助成しますのでどうでしょうかということをやっているのか。まず、基本的なそこをまず1点確認したいと思います。

○小野地域コミュニティ課長

コミュニティ助成事業は自治総合センターが主体的にやっている事業で、もともとこれは地域のコミュニティー活動の活性化に資するために自主的に自治活動を行う団体に対する助成ということでございますので、多賀城市が行政として何かを取りまとめてとか、それで主体してということではございません。あくまでもその団体の自主的な活動に対して、何が必要かということを見きわめるという制度でございます。

○江口委員

いろいろ地区を回りますと、宝くじ助成事業みたいに書いてあって看板とか避難誘導路とかいろいろと設置されているわけですよ。地区によって大分違うんですね。そういうものがある地区とない地区と。もちろんそういうものがあつたほうが、例えば避難誘導路はこうですよという看板を地区によっては必要だと感じながら、これはまだ先の話だとなってい

るニーズがあるわけで、この助成事業を有効に活用できればもっと早められるのかなという感じもします。そういうものが任意の団体とかあるいは地区の役員の方とかそういったことで周知されていないんじゃないかなという、回ってお話を聞くとそんな感じを受けますので、結構積極的でないということもございまして、そこは市からこういう事業があるんだよということをもっと積極的に周知してもいいんじゃないかなと、有効活用できるのではないかなと思っていますんですが、どうでしょうか。

○小野地域コミュニティ課長

このコミュニティ助成事業は、先ほど私が申し上げた地域、団体の自主的な活動、自主組織のコミュニティ活動の活性化に伴うということの中で、いろいろなメニューがあるんです。例えば緑化推進であったり、自主防災組織の育成だったり。そういうことのいろいろなメニューがあるということこれからますます地元の皆さんにお伝えすることで強化をしてみたいと思いますので、その点、御了承いただきたいと思います。

○佐藤委員

それでは、2点お尋ねいたします。

資料2の56ページ、1回聞いて後で質問しろと言われた部分です。

災害公営住宅の整備事業で桜木の公営住宅が着工して、早くできて皆さんで望む人たちが早く入れるようになればいいなという思いで私も参加いたしました。そのときに、本市が直接に発注したわけではないので、いろいろと面倒なことはあると思うんですけども、事業を受けた人たちのところで多賀城の業者がかかわっていなかったという点では大変残念に思うんですけども、そういう中でもぜひ多賀城の業者にあらゆるもので仕事が回るような仕組みを働きかけていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○鈴木建設部長

今佐藤委員御指摘のとおり、WTOという世界貿易機関の関係で金額が相当高いので、UR発注となるとなかなか地元の業者がランク上、入れないということがあって、今回桜木の公営住宅については、公募した結果、大手の業者がとるという状況になりました。その中でもうちからは当然桜木の地元でやるわけですから、大手とは言ってもなかなか地元のことをよく知らないという場合もありますし、いろいろな細かいところの調整が必要になってくるので、ぜひとも地元の業者を使っていただきたいということは要請してございます。その大手のほうもできるだけそのような形でしていきたいということで、まだ決まっていますが、地元の業者が下請なりそういう形で入るのではないかと考えてございます。まだ決定はしていませんが、そのように話は聞いてございます。うちのほうからも要請してございます。以上です。

○佐藤委員

地元の業者の人たちが下請の下請のなんていうことになる、買ったたかれて大変だというようなお話もちらっとよそからお聞きしました。そういう点ではなかなかそういうことがないようにとは私は思うんですけども、建設にかかわる業者だけではなくて、それに付随

してできてくるあらゆるあそこで働いている人たちなんか利用するようなものとか、そういうことも含めてぜひ多賀城の事業者に還元できるような仕組みを常に考えながら働きかけていっていただきたいと思いますので、全部任せてできたのを買うだけではなくてそういう目でしっかり監督をしていただきたいと思いますけれども、改めて御返事をお聞きします。

○鈴木建設部長

建設部としては建設に関係するということですが、要するに積極的に地元の業者を使ってくださいという働きかけはできませんけれども、それ以外は、それ以外の飲食関係とかいろいろなサービス関係とかそういう波及効果も周辺に及ぼしてほしいというお話かと思いますが、それは担当部署と連携をとりながらそのような形では進めていきたいと思っておりますが、業者に関しては建設部で強く申し入れていきたいと考えています。

○佐藤委員

どうぞよろしくお願いをいたします。

それと、資料1の95ページです。

ごめんなさい、3点ありまして2点目ね。生活再建支援室の今後の新たな生活再建支援の件でお伺いをいたします。大変今相談件数も多くて、電話の件数も多くて、訪問来庁者も多くて御苦労されていると思います。適切な対応もしていただいていると相談に行った方からはお聞きをしておりますので、大変御苦労さまですけれども、体に気をつけて頑張ってくださいと思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいことなんですけれども、今までだと全部通帳に振り込まれたんだよねという話があるんです。今回の件に関しては、改めてまた手続きをとるとかそういう必要があったりして、登記簿謄本をとってこなければならなかったりなんかするという話もちろっとお聞きしたんですが、どういう仕組みを今されているのか御説明をいただければと思います。

○阿部生活再建支援室長

今回の補助事業につきましては、建物の所有権の確認する必要があります。その関係で建設・購入の場合につきましては、登記事項証明書の写しもしくは建築確認通知書の写しをいただく形を考えております。補修の方につきましては、同じような形で登記事項証明書の写しをいただく形になるんですけれども、現実問題、窓口におきまして登記が済んでいない方が結構おるのが事実でございます。その場合につきましては、税務課の固定資産税のほうと連携をとりましてみなし所有者という形があるんですけれども、固定資産税の還付を送る方なんですけれども、その方に送ってほしいという確認がとれれば、みなし所有者として窓口で対応しておりますので、なるべく負担がかからない形で対応しているところでございます。なお、人によってはその辺のところをなかなか説明が行き届かない場合がありますので、改めてわかりやすい説明を心がけていきたいと思っております。以上です。

○佐藤委員

高齢の御夫婦だけの家族だったりすると、ついついおっくうになってという、しかしいただけるお金とはかえられないので何とか頑張っていくけれどもさという話なんです、そういう点では本当に丁寧な説明が必要かと思しますので、適切な御配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、87 ページです。

商工観光課の緊急雇用創出事業についてお尋ねをいたします。

○金野委員長

佐藤委員、ここは歳入なんですけれども、もう終わっていますけれども。

○佐藤委員

歳出でもいいよ。歳出でも聞けるよ。歳出でもあります。

○金野委員長

歳出でお願いします。

○佐藤委員

ごめんなさい。失礼しました。

○金野委員長

では、97 ページで御質問をお願いします。

○佐藤委員

済みません。宮城県事業復興型雇用創出助成金の説明会がありまして、そのとき説明を受けたんですけれども、多賀城市は事業者数 72 で、人数が 241 人雇用されたということが報告されました。この事業所の規模というのは大体どのぐらいの企業が雇用しているのかなということがわかれば。

○鈴木商工観光課長

この対象となる事業所全体の従業員ですが、その辺までは把握していないんですが、対象となっている事業の今回助成を受けている雇用の人数なんですが、平均すると 1 事業所 3 人という形で把握しております。

○佐藤委員

震災当初から被災した人を被災した事業所が雇用して、そういう仕組みがつくられてなかなか大変いい制度だと思つて、3 人ぐらいを雇用できる企業というのはそれなりにちゃんと事業を展開している企業だと思うんですけれども、中には超零細で雇いたいんだと、津波被災に遭った企業だけでも雇いたいんだけれどもその資料づくりが面倒で大変だという話を当初聞いたんです、私、二、三カ所から。それをもう自分たちで働きながらできないから、何か経理を見ている人とかそういう人たちに頼めば、それはそれで手数料が発生してくるとかそういう問題がありまして、雇いたくても雇えないということを見た記憶があるんですよ。それで、今確認してきたら、結局雇うのをやめたということもあるんですけれども、そういう意味ではその手続をもうちょっと簡単にできないものかなと思うんですが、いかがなのでございましょうか。

○鈴木商工観光課長

手続の申請関係だと思うんですが、これについてはできるだけ私たちもこの助成制度を対象とする事業者の一つでも多く活用していただきたいという願いもありますし、そういう煩雑な事務手続があるのであれば、こちらの職員も補助員という形で一緒に受け付け、相談を努めてまいりたいと思います。

○佐藤委員

新たにまた始まる事業です。ぜひ小さい人たちも使い勝手のいいような仕組みをつくっていただいて、相談して一緒に資料もつくってあげるということであれば、今やっている仕事を休んでいくという仕組みでなくてもできるようなそういうお知らせもしながら、ぜひ雇用を充実させるように仕組みづくりに頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。終わります。

○金野委員長

先ほど、戸津川委員から生活保護問題で当局と電力関係について。保健福祉部次長。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

戸津川委員の御質問、電力との協定について確認したいという御質問だったんですが、結論から言いますと協定は結んでございません。ただ、国からもやはり水道だけじゃなくて、そういった電力関係と連絡をとり合って地域の状況を明らかにしていきなさいという通知もございます。多賀城市では水道と同等に電力であるとかそういった関係者の方々と情報交換をしながら、地域の状況を明らかにしていこうということで今実際にはやっております。

また、あわせて民生委員も常日ごろから地域の状況を確認していただいているので、民生委員とも連絡をとりながらそういうことがないようというところでの情報交換をしているということでございます。

○戸津川委員

私は電力と協定を結んでいるものだと思っていたので、ちょっとそれは大変急いで何か申し入れをするなり何かどんな形がいいかわかりませんが、そういう方たちはあらゆる方向から見られるようにしておかないと、どんなふうにして本当にそういうことが多賀城市でも起こらないとは限らないと思うんです。ですから、電気というのは一番にとめられやすいような気もするんですけれども、やはり電気代が払えないとなるととめられてしまうという状況にはなると思うので、塩竈でもそういう例があったんです。そのことが塩竈市でわからないでいて、困窮状態でしばらく本当に危なかったと。そして、駆け込んでこられてやっとわかったという事例があるんです。ですから、私は水道は月に1回ずつそういう情報交換をしているというんですけれども、やはり電力にもそういうことがあったらできるだけ早い時点で、余りにちょっと二、三日とめただけのものまで連絡するというのはどうかと思いますけれども、やはり常識の範囲内でできるだけそういう情報も入れていただくようにぜひ電力とお話し合いをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

連絡はとり合っておりますので、協定はしていませんけれども連絡はとり合っているということでございますので、引き続きしていきたいと思っております。

○戸津川委員

では、どうぞよろしくお願いいたします。

○金野委員長

あと歳出で何名くらいおりますか。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 0 時 58 分 開議

○金野委員長

再開をいたします。

○松村委員

99 ページです。

商工観光課 1 の多賀城駅案内所整備事業と多賀城跡あやめまつり事業財源組み替えについて、この 2 点についてお伺いいたします。

まず 1 点ですが、観光案内所整備事業ということで、先ほど場所が今度北と南の通路のところにあるということ、きのうちょっと担当のほうに行って図面というんですか、場所を大体見せていただきまして承知しました。それで、入り口の件なんですけれども、ちょっとはっきりまだ決まっていなんでしょうけれども、私的にぜひ考慮していただきたいというのは、改札口の前のほうの駅の高架下になるみたいなんですけれども、やはりその改札口をおりてすぐわかるような場所に、通路側に入り口を設けるべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺はそういう設計はなされる方向になっているのかちょっとお伺いします。

○鈴木商工観光課長

今委員が申し上げたとおり、改札口から正面向かいがちょうど観光案内所ということで新設する予定なんです、当然多賀城に来る来訪者の方も地理的にもわからないので、出入口はその向かいに設計するようにしております。

○松村委員

ぜひお願いいたします。きのうちょっと見た中では、南側についていたようなイメージだったものから、ぜひ改札口正面に出入り口が来る方向で設計をお願いしたいなと思っております。

2 点目なんです、あやめまつり事業財源組み替えということで、御説明によりますと被災市町村地域コミュニティ再生支援事業助成金が 87 万 5,000 円ですか。これが出たので一般財源を外してこちらの財源を入れたということでの御説明でありました。ですから、当初

予算の総額はそのままなんですけれども、私、今回あやめまつりの実行委員会の出席者からお話を伺ったところによりますと、今回実行委員会の予算が例年よりも100万円ぐらい減っているのですが、今までですとあやめまつりにいろいろ協力してくださっている方に、いろいろな本当に気持ちとして謝金として300円ぐらいの金券とかそういうのをやっていたという話なんですけど、今回はそういうことで財政が厳しいので100万円減らしますと。それで、そういうのも今回はできませんのでということで御説明が実行委員会で当初あったというお話だったんですけども、皆さん、本当に協力する方は何とか我が郷土をもっと盛り上げて皆さんに楽しんでいていただきたいという思いで協力するわけで、別に謝金が欲しくてやっているわけではないんですけども、でもやっぱり皆さん今までそうしてやってらっしゃる方に財源が厳しいということで、皆さんはその場でのだみたいですけども、こうして助成金が入ったのであればそれを財源組み替えで減らすんじゃなくて、むしろ上乗せしてあげてそちらにすべきじゃなかったかなと思うんですけども、その辺はできなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○鈴木商工観光課長

今委員が申し上げたとおり、前回の予算と今回で総事業で100万円減額している状況です。それについては、これも実行委員会のほうでいろいろ御理解いただきながら進めたんですけども、実行委員の皆さんも震災以後、復興のほうに重点を置きたい、当然やっぱりあやめまつりも事業内容は今までのとおりにやって、ただスタッフとか出演者の金券とか、前は手ぬぐいとか謝礼金という形でやっていたんですけども、その辺は原点に戻ってみんなで盛り上げていきたいと思いますという御理解のもとでやっておりますので、その辺は十分御理解願いたいと思います。

○松村委員

行政はそのように受けとめているようなんですけれども、いろいろな団体の方から私のところに、私は観光に関心がありまして、いろいろそういう方との話し合いの場というのが結構あるんですけども、いろいろな方に入っていらっしゃる方からそういう声を伺っています。厳しいのはわかるけれども、やっぱりそうじゃないんじゃないか。やっぱりソフト事業ですよ、ある意味では。みんなのやる気とか希望とかそういうものを引き出していく上で、何もかにも削るのではなくして、やはりみんなでこのお祭りを盛り上げていこうというモチベーションを上げるためにも、やはり私はせっかくこういうふうにして補助金 came 来たのであれば、それを減らさずやるべきでなかったかなと思うんですけども、こうしても財源組み替えになってしまったのでしょうがないかとは思いますが、やっぱり今後のことでもありますので、ぜひそういう人たちの気持ちも大事にして、何とかみんなから協力をもらえる方向で今後も運営していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○昌浦委員

資料1の99ページ、今松村委員が御質問した観光案内所の件と、それから101ページの

学校教育課の栄養教諭を中核とした食育推進事業について質問させていただきます。

最初なんですけれども、駅案内所なんですけれども50平米という説明でございました。それで、現行の案内所は、今トイレの施設もなければ、水をくむとかそういういわゆる普通事務所とか事業所にはあるような施設がないんですけれども、50平米という広さですので当然それは今度は完備する予定だと思うのですが、確認をしたいのが1点と、もう1点は、今の現行案内所にはお客様用の椅子がないやにちょっと私見ておっただんです。というのは、図書館の本を返しに行ったときに見たんですけれども、ちょっと1カ月かもっと前はなかったようなんですよ。だから、理由があって椅子がないのかどうかわからないんですけども、それもやっぱり次は観光客の利便性のために当然備えつけなければならないものではないかと思うんですよ。まずはその2点です。御回答いただきたいと思います

○鈴木商工観光課長

1点目のトイレ、水回り、流し台になるかと思うんですが、今現在の観光案内所、16平米ほどあるんですが、その3倍くらいということなので、トイレとか流し台は設置する予定でございます。

椅子の件につきましては、いろいろ経緯もあるかと思うんですが、観光案内所に市民の方がいろいろ来て長居するという関係で椅子を排除したというのも聞いているんですが、私から見れば観光案内所というのは当然やっぱり観光客の受け入れ体制としてみれば当然必要だし、そういう利便性と考えれば椅子とかも設置はしていきたいということで考えております。

○昌浦委員

もう一点、聞きたかったものなんです。過去にもちょっと質問したんですけれども、七ヶ浜なんですけれども、多賀城でおいて七ヶ浜に行く人って結構多いんですよ。それで、一体全体ここが多賀城の観光案内所なんだか七ヶ浜の観光案内所なんだかわからない状況があったんです。それは、あるアニメなんです。「かななぎ」というのがブームになりまして、インターネットを見るとこういうのが載ってあるんです。わざわざ、要はバスが利便性が悪いので観光案内所の自転車を借りて七ヶ浜の鼻節神社だったかな。あれが舞台になっているようなので、そこまで行ったほうがいいみたいになって、いわば七ヶ浜観光のために多賀城観光案内所が、利用してもらう分にはいいんだろうけれども、そこでなんですけれども、こういう特殊事情も勘案すれば、こういうのはいいのか悪いのかわからない。多賀城市がすごく大人の対応をするのであれば、七ヶ浜さんの観光もついでに宣伝してあげようというんだったらそれでもいいんですけども、逆を言えば、少し七ヶ浜観光協会か観光の予算でもいいんですけども、少し便宜を図る上でその見返りみたいなものというのもお考えになるのかどうか。この辺、どう考えていらっしゃるのか。

○鈴木商工観光課長

私から見れば、観光というのは1カ所に滞留するのではなく、やっぱりこの辺の2市3町、広域的に進めていかなければならないのかなと。そのためにもそういう周遊ルートとかを

設定しながら、一つの魅力、食べたり遊んだり見たり、そういう周遊ルートを確立しながらお互いに連携しながらやっていきたいと思っておりますので、見返りとかなんなのというのは私は考えておりません。以上です。

○昌浦委員

見返りという表現が妥当性を欠いていたかもしれないんだけど、タイアップと言えばよかったのかな。そういう形で……、それはやめますけれども。いわば、じゃ、周遊ルートというのを設定して、こういうコースだどうのこうのというのはあるんですね、今。ないんですかあるんですか。

○鈴木商工観光課長

2市3町のそういう連携のガイドマップは作成しております。

○昌浦委員

多賀城を起点にしてこういうふうに回るとか、塩竈を起点にして多賀城を回るとか、セヶ浜を起点ということはないと思うんだけど。セヶ浜を起点にして多賀城、塩竈回るとかというそういうやつだったらわかるよ。あるというの。しかしながら、単にざっくりとこういうところなんだみたいなのでは、やっぱりぼけちゃうんですよ。来る人は、もう今「かななぎ」はブームは去ったようだけれども、いまだに結構根強いファンがいるんですよ。だから、そこに便乗するというのもおかしいんですけども、多賀城は多賀城なりに新たなそういう何ていうのかな、若者の文化というのかな、それに便乗するような形でのつくりとか、ついでに多賀城の本当の城跡のほうを回るとかですね。これは後で見せてもらいますけれども、そういう形とかなんかでいろいろな多品目というのかな、他種目というのもおかしいかな。いろいろなコース別をつくっていただきたいと思っております。これは要望にしておきます。101ページに行きます。

多賀城市が推進地域として選ばれたと、誇らしいことであってよかったなと思うんですけども、先ほど課長が御説明の中で食育検討委員という耳新しい文言が出てまいりました。それで、この事業の詳細な内容と言っていいんでしょうか。どういうことをやって、それでその食育検討委員というのはどういう人たちがどういうことをやるのかをちょっとお聞きしたいと思っております。

○麻生川学校教育課長

まず初めに、この食育の事業についての内容なんですけれども、これまでも続けてまいりました栄養教諭の学校訪問の事業、それから給食の試食会などで親子での話し合いなどのときに栄養教諭が行う学習会のような形のものも続けて、よりよい充実を求めてやっていきたいと思っておりますが、それ以外に食育の実践をしている方を呼んでの講演会、これは学校の教職員を対象にして全教職員が研修をする会をつくりたいと思っております。それから、親子の料理教室などで特に親子で食育を考えるような機会を創設できればと考えているところです。さらに、この事業をしている中での子供たちの実態調査なども進めていきたいと考えております。

2 点目の検討委員なんですけれども、こちらはこの取り組みそのものについていろいろ私ども事務局でも計画は立てているんですけれども、検討委員の方々によりよい意見という形で意見をいただきながら食育の充実、それから発展というものを考えていきたいということで、市内の生産者の方の代表、それからPTAの代表の方、それから学識経験者などと県の事業を受けるものですから県の関係者、それから市の健康課の方、栄養士の方なども入れて検討委員会を組織していきたいと考えております。

○昌浦委員

わかりました。今年度なんでしょうけれども、25年度の取り組みということなんでしょうけれども、ここでやっぱりせっかくこの補助金をいただいているんですから、今後の本市の食育の推進のためにもいろいろ資するものがあると思うので、どうかよろしく鋭意取り組んでいただきたいと思います。

それと、栄養教諭、これは私、過去にいわば食べる目的とか食材も含めてそういうものをわからずしてただ給食だけではないだろうと。そういうのを栄養教諭が回って歩いて、その意義を説明していくことが一番食育には基本的なことではないかということなので、こういう形でいわゆるパイロット事業みたいなものに推進地域として選ばれたというのは、やっぱり過去のそういうことの取り組みが評価されたのかと思って、これはすごくいいなと思っています。

最後なんですけれども、食育検討委員、何人ぐらいなのかなというのをちょっと今聞き忘れたので、およその予定の人数だけで結構ですから御回答いただきたいと思います。

○麻生川学校教育課長

事務局を含めて今のところ13名を予定しております。

○柳原委員

資料1の95ページ、子育て会議の委員の報酬についてお聞きします。

先ほど13名分の報酬という御説明がありましたけれども、報酬をもらっていない委員も含めると総勢何名になるのかということと、どの分野から何人ずつ選ぶ予定なのかという点でわかっていたらお答えください。

○但木こども福祉課長

子ども・子育て会議の委員につきましては、条例の第2条で組織ということで規定しておりますけれども、現在検討しておりますのは学識経験者が2名、それから子育て関係事業の従業者ということで幼稚園であったり私立保育所、あるいは認可外保育所の関係者等の7名、それから子育て支援に関係します公共的団体ということでNPO関係、そういった方々から2名、それから労働者、事業主を代表する方それぞれ1名、そのほかに保護者2名程度で大体今15名程度で検討しているところでございます。

○柳原委員

15名ぐらいということなんですけれども、ということは20名までふやすことは可能だと思うんですが、例えば公募で委員を選ぶとかということは考えておられるでしょうか。

○但木こども福祉課長

保護者、子育て当事者につきましては、公募ということでホームページあるいは広報誌を通じて募集をしてみたいと考えております。

○柳原委員

わかりました。

では、その下なんですけれども、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料ですけれども、これはこういった委託の内容とどういうところに委託するかということが、今考えておられたらちょっとお聞きしたいんですけれども。

○但木こども福祉課長

説明の際も若干触れましたけれども、今年度につきましては9月ぐらいをめどに子ども・子育てに関するニーズ調査を実施してみたいです。それから、8月から子ども・子育て会議というものを実際運営してみたいですし、今年度につきましては子ども・子育て会議の事業計画案の骨子であったり、現況の調査等を行うということで、業者につきましては公募という形で取り組んでみたいと思います。

○柳原委員

この事業が全国的に一斉に始まった事業なものですから、公募するといっても実績のある業者なりそういう団体というのがなかなか見つかりにくいと思うんですが、例えば自前で計画をつくるかそういうことは検討されなかったんでしょうか。

○但木こども福祉課長

今年度から来年の9月ぐらいまでにかけての作業だということで、非常に今後の取り組む事業量がかなり多くございまして、専門的な知識を持った事業者の方にその点は担っていただいて、我々としては具体的内容の検討に主力を置きたいということで委託ということで考えてございます。また、その実績ということでございますが、一つの参考としては保健福祉部門に関係する計画の実績であったり、そういったものを参酌しながら検討してみたいと思います。

○柳原委員

これは非常に大事な計画策定にかかわることですので、ぜひそういう委託業者任せにならないように市のほうでも積極的にイニシアチブを持ってもらって、業者選定に関しても委託内容と業務に対してもしっかりと目配りをして、本当に業者任せにならないような責任のある計画をつくっていくように取り計らっていただきたいと思いますが、その点についてちょっとお答えをお願いします。

○但木こども福祉課長

計画の策定体制といたしまして、子ども・子育て会議はもちろんでございますけれども、庁内のワーキング会議というものを立ち上げまして、事業計画の内容についての内部での議論であったり、関係団体との意見交換とか、そういったものも取り入れながら計画に反映していくということでございますので、決して業者任せという形では進む考えはございません。

ん。

○雨森委員

99 ページのあやめまつりの中でお尋ねいたします。

このあやめまつり第 1 回は、確認しましたら平成 13 年に第 1 回目サミットが行われたということでありまして、私も参加した覚えがございます。それで、今度第 2 回目のサミットが行われるということでありまして、前回にも質問したことがあるんですが、他県の大型バスが会場に入りまして、国道 45 号線に出る際に非常に困難を来すということが、なかなか道路状況が複雑で出られないということで、御存じのように今経費の問題がありまして、バス運転手が 1 人で運転しているものですから、頭を突っ込むと出るのに大変だということでありまして、今回はどのように改善されたかお尋ねします。

○鈴木商工観光課長

一つは案内の誘導だと思うんですが、これについては仙台方面から国道を来た際に、この市役所の前の道路の国道と交差点があるところから随所、誘導看板は設置していきたいと思っております。ちょっとおくれていますが、仙台のほう、岩切方面も随所、看板は設置していきたい。塩竈方面は塩釜駅周辺から誘導看板を設置していきたいと思っております。大型バスの転回ということなんですが、ちょうどあやめ園の西側、前、瓦れき置き場があったところですね。ある程度広いスペースを確保できていますので、そちらに大型バスを駐車していただいて転回もできるような形で進めております。以上です。

○雨森委員

わかりました。これからやるということでありまして。

一つ提案申し上げたいんですが、他県のバスの運転手さんに何と申しますか、簡単な道路図、入るのは入ってこられます。出るのが大変だとおっしゃるのね。45 号線出るのが。そういうことで、私も前回道案内したことあります。簡単にこういう道路図を描いて、この道を通っていただいたら出られますよということも工夫してみられたらいかかと。これを提案申し上げます。

それから、2 点目です。6 月 24 日から 7 月 7 日までですか、開催されるあやめまつり、きょう現在まだ庁舎の玄関にそれらしき祭りがあるよということを訴えるものが見られないですね。これは一日も早く来庁者の方々にも多賀城にとってはこれは大きな祭りでございます。そういったお考え、取り組み、お伺いします。

○鈴木商工観光課長

今、委員から御指摘ありましたように市役所のロビーとか、多賀城駅構内、国府多賀城駅にもそういうディスプレイの展示をして、市民にそういう PR をしていましたけれども、ちょっと時期がおくれていますが、来週お花の先生とも調整しながら、国府多賀城駅、多賀城駅にそういうディスプレイを設置していきたいと思っております。以上です。

○雨森委員

それから、会場で例えば万葉衣装とかそういったものを関係者の方々とかが着られるよう

な計画もありますか。あればあるというふうに。

○鈴木商工観光課長

あやめまつり期間中、会場で土日、集客の高い曜日、できれば受付案内あたりで万葉衣装を着用しながら多賀城のイメージを盛り上げていきたいという考えはあります。ちょうどその土日なんですけれども、万葉まつり実行委員会からの協力をいただきながら万葉衣装の着つけコーナーも従来のおり設置する予定でございますので、できるだけ多賀城のイメージをPRしていきたいと思います。以上です。

○根本委員

97 ページ、健康課の風しんワクチン予防接種助成金ということで新規事業として補正で組まれました。ことしは風疹が大流行ということでマスコミでも大々的に報道になりまして、いち早くこの予算をつけたということに対しては市長の政治姿勢を評価したいと思います。それで、1 万円を上限で助成するということでございますが、聞くところによるとこれは 2 回接種しないと効能がないような話も聞くんですけれども、これは 1 回接種で 1 万円です分に効能があるという理解でよろしいのか。その辺はいかがでしょうか。

○長田健康課長

今現在の風疹の接種の基準ということでは、2 回接種という形に子供たちにしております。ただ、今現在の女性の多くの方は 1 回接種という世代と 1 回も接種していない世代という形もございます。そういう面から言いますと、厚生労働省では当面は 1 回接種で十分免疫ができ得るものということで聞いております。

○根本委員

では、今まで接種していない人でも 1 回接種で十分効能があるという理解ですね。

○長田健康課長

そのとおりでございます。

○根本委員

それからもう一点なんです、99 ページの都市計画課で労務単価の増額補正だということでした。これは国交省が 4 月 1 日から労務単価を公共工事の発注に伴う積算をするときに、労務単価を 15.1% 上げるということになって通知が来ていると思いますけれども、そういうことに伴う増額なのかどうか。その辺の説明がなかったものですから、いかがでしょうか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

そのとおりでございます。

○根本委員

そうすると、これに限らず 4 月 1 日以降の多賀城市の発注する入札とか行う公共工事については、全てそういう方向性でやるという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木建設部長

今委員おっしゃったとおり多分平均が 15.1% だと思いますが、労務によってはかなり差が

あって最大で 30%を超えるものもありますし、10%台もありますから、いわゆる普通作業員とかいろいろ労務がありますけれども、それに基づいて 7 月以降の発注工事は全てそれを踏まえた形で発注するという形にしております。

○藤原委員

資料 2 の 62 ページ、63 ページについて伺います。

来庁での相談が 716 件、電話での相談が 705 件ということで、トータルで 1,421 件という御説明でした。内容的に利子相当の補助を受ける方、受けない方の数とかは出ているのでしょうか。

○阿部生活再建支援室長

窓口にお越しになった方で統計的なものはありますけれども、利子補助の関係では 86 件、直接補助の関係につきましては 630 件の窓口相談を受けております。

○藤原委員

この制度は 3 月から 4 月にかけて知恵を絞ってつくられまして、議会側にも丁寧な説明がありました。私もいい案だと思うと、副市長は裾野の広いかつ一定の頂もある制度だという説明がありまして賛意も表明したので、議決してつくった制度ではないけれども共同の責任を負っているというふうには思っています。

ただ、その後、私、1 つ懸念を持ち始めました。それは何かというと、利子補給の配分が、利子への補助の枠がちょっと多いんじゃないかと。だから、結果的にどうもいろいろ話を聞いてみますと、高齢なので今さらもう借金はできないと、ローンは使わないという方が非常に話をされていて多い感じがするんですよ。だから、結局このままでいくと 30 億円使い切れないで終わってしまうんじゃないかということ、最近ちょっとそういう懸念を持っています。それで、実際の先ほどいただいたデータを見ましても、利子への補助が 86 件で、直接の補助が 630 件というと、私が最近抱き始めた懸念がもしかすると当たっているかもしれないという感じなんですね。それで、始まったばかりですのですのですぐに見直しということにはならないというのは私も重々承知はしています。ただ、市長はあのとき何か用事があって出ていなかったと思いますが、副市長は、やっぱり 30 億円をお返しするようなことにはならないように、途中で見直しはしたいんだという話はされてきました。そうすると、やはりこの傾向を正確に把握して行って、私はやっぱり余りどん詰まりといいますか、ならないうちに見直すべきものは見直すという心構えでいったほうがいいんじゃないかと思っています。共同責任を感じながら今質問をしているんですけども、いかがですか。

○鈴木副市長

これは、前に説明会でもお話を申し上げましたように、いただいた基金交付金の 30 億円はフルに被災者のもとに行くように、ただ当初の制度設計としては資金ショートをするような制度設計はできませんので、十分にその資金で足り得るような制度設計で今お示しをしております。今藤原委員がおっしゃられたように、この制度を実施して行って、途中で我々が想定したものと被災者の方々のいわゆるニーズの違いが出てきたとすれば、それはその

時点でいろいろ修正をして、いただいた 30 億円は漏れなく被災者に届くように制度の検討なり修正なりはその時点でいろいろさせていただきたいと思っておりますが、何せ今始まったばかりのものですから、ちょっとあと 1 年か少し様子を見させていただいて、その時点でいろいろ検討させていただきたいと思っております。

○佐藤委員

済みません。今藤原委員が話をした件で、私も今言っておかないと忘れてしまうので聞いていただきたいんですけども、今制度が始まって藤原委員は藤原委員の感覚で問題点があるなというふうにお話をしていますが、私もいろいろ相談を受ける中で、全く津波被災地で大規模半壊にもかかわらず、一生懸命お金が出ないという前提のもとに自分たちで直した結果、50 万円いかなかったという人が結構いたりするんです。そうすると、これは対象になるよと言った方だったんです。2 件ぐらいあったんですけども、聞いてみたら実際は 45 万円ぐらいしかかかっていないと。それぐらいの領収書しかないの、残念ながら対象になりませんという電話の返事だったんですということが往々にしてあるんですね。ですから、そういうことも含めてぜひ念頭に置きながら、見直しの時期には適切な支援の枠を広げるとか、そういうところで頭に入れておいていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。その時期が来ればまた私もお話をするかもしれませんけれども、よろしくお願いをいたします。

議案 101 ページなんですけど、生涯学習のところでは社会教育施設等予約システム業務委託という事業が補正で出てまいりました。少なくないお金なものですから、ちょっと気になるものですから確認をいたします。あらゆる民間事業とかそういうものがネット予約ができるようにするというか、したいんですかね。そういう業務委託だということですけども、そういう要望がどのぐらいあるのか、どうしてこういうことが途中で補正に入ってきたのかというあたりのバックグラウンドをもうちょっと詳しく説明をしてください。

○武者生涯学習課長

これは、発端はそもそも多賀城市の教育施設関係の予約システムがもともと業者さんが設計したような毎年更新しているような設計をしたシステムではないことから、旧式のパソコンにしか対応できなくて、どんどんパソコンが精度が上がってくるに従ってそれについていくのがなかなか大変な状況になってきていて、今故障するとなかなかその部品を手に入れるとかそれを直すというのにもっと倍ぐらいの金がかかるという状況になってきているのが事実です。それに対応するために各施設からそういう要望も出ていたのですが、先ほど補助金の関係で歳入で御説明しましたが、地域活性化センターにその社会教育施設の特に公共スポーツ施設等の活性化事業助成というものがございまして、応募したところ採択を受けましたので、体育施設だけは確実にそれでできると。それに教育施設や市民活動サポートセンターなども含めまして、全てそれを市の全体的な教育施設の公共サービスとして平均化してやっていきたいと思いますという考えでそもそも始めたこととさせていただきます。

ですから、今の現状からいいますと、例えば大代地区公民館に行って部屋を借りたいといっ

たときになかなかないと、あいていませんといったときに、ちょっと待ってくださいねと、その場で山王だったらあいていますよとか、中央公民館だったらあいていますよと、その時間、予約入れておきますか、お願いしますとなると、大代でも入れられるし、逆に山王からでも大代も入れられると。もちろん体育施設、例えば総合体育館に行っても、スポーツをやりに行ったんだけども会議室、ここあいていますかといったときにあいていないときは、文化センターはあいていますけれどもねということも見られると。ですから、ネット難民というのがありますけれども、基本的には自宅からももちろんできますし、インターネットからできますし、最寄りの施設に赴いても空き状況の確認とか施設の予約もスムーズにできるという市民サービスの向上と、今のシステムの老朽化へのふぐあいの対応と 2 点で今回構築したということでございます。

○竹谷委員

まず、こども福祉課の今回初めて事業をする子ども・子育て制度の問題でございますが、これから制度設計ということでございますので、大体 15 名ぐらいの委員だろうということですが、私はできるだけ多くの委員をつくって幅広い意見を聞きながら最終集約していくほうがいいのではないのかと。それで、一つお願いしておきたいんですが、ともあれば最終報告だけ議会報告というのが数多く今までありました。今回のこの子育ての問題は、これからの子育て事業における多賀城の行政における指針が決まるものだと私は思います。新しい制度でもありますので、できるだけ議会との綿密な説明会なりなんなりを開きながら、議員の意見も収集しながら、すばらしいものをつくっていくという方向で進めていってもらいたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○但木こども福祉課長

先日の説明会の際も御説明させていただきましたが、今後事業計画の策定はもちろん、さまざまな認可の基準であったり施設の運営基準であったり、そういった作業もこれから出てまいりますので、その内容につきましては、折を見ながら議会の皆様にも御説明をさせていただきますながら計画づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

○竹谷委員

ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。これは、大変重要な政策になってくると私は思っております。なかなか政府も決めかねて、いろいろな各省関係の綱引きがあって決めかねていたものが今回こういうぐあいに地方までおりてきたというものですので、新しい日本の子育て政策がスタートすると私は理解しておりますので、ぜひとも今課長おっしゃったようなことで進めていただければと思います。

それから、99 ページの観光案内の購入の問題で、この単価で平米数掛けると 36 万円ぐらい平米の資金がかかるんですけれども、なぜこんなに高いんでしょうか。

○鈴木商工観光課長

50 平米に対して 1,800 万円ということで、平米当たり 36 万円ほどになるんですが、これについては建築、電気、給排水、空調、換気の設備等、JR のほうで工事をやりながら、

そこに設計、管理費も含まれての 1,800 万円でございます。

○竹谷委員

なぜ私これを聞いたかという、高架下活用がこれからの多賀城のテーマになってくる。この値段は一つの基準になってきやせんかというのがうんと気になるんですよ。駅前周辺の関係者、商工観光課もこれは該当してくる問題ですよ。ですから、ここで余り高くいろいろな設備をやっちゃうと、これを基準にして持ってこられたら大変じゃないのかなという気がしたものですからちょっとお伺いしてみたんですけども、普通の工事の積算からいってどういうものかなということをおもうんですけども、そこも含めて積算をしてみながら妥当だというぐあいの判断をされたのか。

○鈴木商工観光課長

今委員がおっしゃったとおりそれが妥当かどうかということで、こちらの公共工事の積算単価を突合しながら大きな差はありませんでした。というのは、工事自体は大体そういう形で大きな開きはないんですが、今言ったように 1,800 万円の中に設計、管理費も含まれているので、その辺で大きな開きはございませんでした。以上です。

○竹谷委員

そういうぐあいに結果的にここは多賀城の配分のものでですけども、これが JR の土地にこの代物を建てていくというと、賃貸料も含めて相当なお金になってくるというぐあいに考えれば、あの駅高架下が多賀城の業者が果たして活用できるのかという思いがざっとよみがえるものですから、できればできるだけ安いものにしておいたほうが、多賀城の方々が高架下利用に便利になるような仕組みをつくっておくことが大事かなと思ったものですから聞いてみました。やはりこれからまだ売買していないわけですので、その辺も含めて華美なものであれば華美なものはとる。シンプルなものにして高架下の事業をできるだけ安いものにしておくことが、後からの基準になりはせんかなという思いがあるので、部長、いかがでしょうか。

○伊藤市民経済部長

今回の観光案内所の工事費用についての御質問でありますけれども、これまで JR と昨年の秋からずっと交渉いたしまして、ようやく先方の設計等が工事費用等もほぼ落ちついた、固まったということで、今回改めて補正予算に計上させていただきました。

それから、高架下の利用について地元の商工業者等のテナントで借り受けする場合の参考基準になるのではないかと、そういった意味できちっとここで精査した適正な形で市で契約を結べということでございますが、私もそのように思っております。これまで商工会と市の商工観光課、そして市街地整備の担当も入りまして、商工会のほうでいろいろまちづくり懇談会をやってまいりまして、商工業者の方々からもあそこに何としても可能であれば入りたいんだという思いもございまして、JR との接点の場を設けました。そういった意味で、これからもあの高架下が活用できるような仕組みづくりといたしますか、体制を構築して、我々としては支援してまいりたいと思っております。以上です。

○竹谷委員

いいです。これは項目違いますから、余りそこまで言及しませんけれども、少なくとも基礎データにしないように。聞かれるのはいろいろ耳に入ってくるのが、とても高くて地元ではあそこに入っても採算とれないという声を聞くものですから、できるだけ地元の業者がお入りになっても採算がとれるようなやっぱりベースというのがあるはずですので、ひとつその辺も研究してほしいと思います。

それから、確認だけしておきます。あやめ事業の中で、駐車場を今回から有料にいたしますよね。その有料の収入はというぐあいに扱おうとしているんですか。

○鈴木商工観光課長

これについては、駐車場、期間の土日なんですけど、あやめ園のちょうど西側のチラシのP1という駐車場なんですけど、大型バスが1,000円、普通自動車が100円という形なんですけど、これについては、協力金という形でやるものですから実行委員会に協力金という形で収入に入るようにしております。

○竹谷委員

なぜお聞きしたかという、先ほど昨年以前より100万円ほど実行委員会に行く金が少なくなったというお話があったものですから、駐車場の協力金はどこに行くのかなと。少なくともそれが行くのであれば、そういう答弁をしてやると丸々100万円下がるんじゃないよということになるんじゃないかと思うからあえてお伺いしたんですけれども、この収入は実行委員会にその他の雑収で入れると。そうすると、事実上、補助金みたいな格好になるという理解をされていてよろしいでしょうか。

○鈴木商工観光課長

そのとおりです。

○松村委員

済みません、最後にもう一点ありました。

あやめまつり事業、99ページの件なんですけれども、今回あやめまつりは3年ぶりということとあやめサミットもということで、かなり多賀城市においてもこれからの多賀城の復興の息吹、またそういう意気込みを感じさせる絶好のチャンスイベント、内外に発信するイベントではないかなと思っております。それでなんですけど、先ほどちょっと言うのを忘れてましてあれなんですけど、今回4月からホームページ、リニューアルされまして、そのときに多賀城のゆるキャラでたがもんというのが出たと思うんですが、多分行政の皆さん、委員さんも御存じでしょうか。まだこの程度の周知でわからない方がほとんどなんですけれども、これからのシティーセールスに使えるゆるキャラ、マスコットとして本当に私個人的には素晴らしいあれだなと思っているんですけれども、こちらをあやめまつりのときにデビューをさせるというのも一つの情報発信とか、また注目を浴びるのに絶好のチャンスじゃないかと思うんですが、その辺はどのように考えていますか。

○鈴木商工観光課長

今のたがもん、ゆるキャラですが、これは観光協会のほうのイメージキャラクターということで、観光協会でこの前、総会でも承認された形なんですけど、できるだけシティーセールス、やっぱりそういうキャラクターを集客の高い当然あやめまつりとかで PR していきたいと思っております。以上です。

○松村委員

どのようにして PR する、例えば着ぐるみとかは考えていらっしゃるんですか。

○鈴木商工観光課長

まず、差し当たり観光協会のほうで今たがもんのシールとか作成しながらあやめまつりのときに PR していくというような、徐々にその辺は考えていきたいと思えます。

○松村委員

シールではインパクトが弱いと思うので、せっかくデビューですので華々しくデビューさせてあげることが、私はいいのかなと思います。そういう意味では、着ぐるみを着て本当に皆さんにせっかく大勢の方が来るわけで、内外の方に発信できるいいチャンスですので、本当は補正でもつけて着ぐるみでと思うんですけども、今からでは無理でしょうか。

○鈴木商工観光課長

これについては、観光協会のイメージキャラクターなので、市のほうではなく観光協会のほうとその辺検討しながらできるだけ高まっていければ、そういう着ぐるみというのも考えていきたいと思っております。以上です。

○金野委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 53 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで 10 分間の休憩をいたします。再開は 2 時 5 分。

午後 1 時 54 分 休憩

午後 2 時 05 分 開議

○金野委員長

全員おそろいですので、再開いたします。

● 議案第 54 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○金野委員長

次に、議案第 54 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○金野委員長

関係課長等から説明を求めます。下水道部次長。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

それでは、議案第 54 号 平成 25 年度下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明をさせていただきます。

まず初めに、事項別の説明に入ります前に、今回の補正に至った経緯につきまして説明をさせていただきます。

ことしの 4 月に総務省から特定被災地方公共団体補償金免除繰上償還制度の通知が参りました。この制度は、旧公営企業金融公庫資金、現在は地方公共団体金融機構資金となっております。こちらの借り入れをした金額が 4%以上で償還年数が 1 年以上残っている残債につきまして、繰り上げ償還を行える制度でございます。

今回、この借りがえの対象となる地方債は、本数にいたしまして 21 本、現在金利につきましては 4.4%から 6.7%となっているものでございます。これを想定利率 1.8%の地方債に借りがえることによって生まれる利子軽減といたしまして、償還完了となります平成 34 年度までの総額は 1 億 2,700 万円の軽減効果が生まれるものでございます。なお、想定利率 1.8%は地方公共団体金融機構の現在の利率を採用させていただいておりますが、借りがえ確定後の利息軽減額は、借りがえ完了後の 12 月議会の補正で確定をさせていただくこととなります。これは、制度上、借りがえ実施日が本年 9 月 20 日となっていることによるものでございます。今回の補正は、この制度を活用することに伴う歳入及び歳出の補正でございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料 1 の 114、115 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目公債費で 10 億 1,523 万 7,000 円の追加補正でございます。これは、説明欄記載の雨水及び汚水の元金償還の増額と利子支払い事業の減額によるものでございます。歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入につきまして御説明をさせていただきます。

1 ページお戻り願います。112、113 ページにお戻り願います。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 886 万 3,000 円の減額補正でございます。これは、ただいま歳出補正で御説明をいたしました特定被災地方公共団体補償金免除繰上償還制度にお

いて発行される借換債の活用に伴い、利息軽減による減額補正でございます。

8款1項1目下水道事業債で10億2,410万円の追加補正でございます。5節震災減収対策企業債60万円の減額でございます。これは、利息の軽減により下水道使用料の減収分が縮減されることによるものでございます。8節特定被災地方公共団体借換債10億2,470万円の増額でございます。これは特定被災地方公共団体補償金免除繰上償還制度活用によるものでございます。

つぎに、108ページをお開き願います。

第2表地方債補正の変更でございます。先ほど歳入補正予算で御説明申し上げました下水道事業債の補正により、地方債発行の限度額を震災減収対策企業債につきましては60万円の減額、特定被災地方公共団体借換債につきましては10億2,470万円の追加でございます。これらによりまして、補正後の下水道事業全体における地方債限度額の合計は10億2,410万円追加の24億9,240万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

資料2の64ページに下水道事業の元利償還金の内訳と財源の内訳を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で議案第54号平成25年度下水道事業特別補正会計予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第54号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 55 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○金野委員長

次に、議案第 55 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

● 収入支出説明

○金野委員長

関係部課長等から説明を求めます。上水道部次長。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 1 の 117 ページをお開き願います。

平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

初めに、今回の補正の概要ですが、収益的収支においては特定地方公共団体に係る補償金免除繰り上げ償還を行うことによる支払い利息の減額及び仙台分水の料金改定に伴う減額、資本的収入においては特定地方公共団体借換債の新規借り入れのための増額、資本的支出においては旧公営企業金融公庫資金に係る地方債の元金償還のための増額をお願いするものでございます。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的支出の予定額の補正をするものでございます。

支出の表でございます。

1 款水道事業費用で 2,346 万 9,000 円の減額補正で、補正後の額を 20 億 7,029 万 1,000 円とするものでございます。

第 3 条は資本的収入及び支出でございます。予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 7,213 万 3,000 円を 764 万 3,000 円増額し 3 億 7,977 万 6,000 円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 1,110 万 5,000 円を 25 万 4,000 円増額し 1,135 万 9,000 円に、過年度分損益勘定留保資金 446 万 7,000 円を 893 万 9,000 円増額し 1,340 万 6,000 円に、当年度分損益勘定留保資金 2 億 9,656 万 1,000 円を 155 万円減額し 2 億 9,501 万 1,000 円に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

収入の表でございます。

1 款資本的収入で 1 億 7,190 万円の増額補正で補正後の額を 5 億 1,382 万 9,000 円とするものでございます。

次に、支出の表でございます。

1 款資本的支出で 1 億 7,419 万 9,000 円の増額補正で補正後の額を 8 億 8,610 万 8,000 円とするものでございます。

第 4 条は企業債でございます。予算第 6 条に定めた起債の限度額を変更させていただくも

のです。これは、特定被災地方公共団体に係る補償金免除繰り上げ償還を行うことに伴い、その財源として特定被災地方公共団体借換債を発行するため、限度額を 1 億 7,190 万円増額し補正後の限度額を 3 億 3,190 万円とするものでございます。

次に、122、123 ページをお開き願います。

補正予算説明書でございます。なお、金額は消費税等を含んだ額で記載しております。

初めに、収益的収入及び支出でございます。今回は、収入の補正がありませんので支出から説明させていただきます。

1 款水道事業費用で 2,346 万 9,000 円の減額補正でございます。1 項 1 目原水及び浄水費で 2,071 万円の減額補正でございますが、これは仙台市と分水契約の一部を変更する契約を平成 25 年 3 月 29 日付で締結した結果、負担金については 857 万 4,000 円、受水費については 1,213 万 6,000 円を減額するものでございます。

次に、2 項 1 目支払い利息で 292 万円の減額補正でございますが、これは平成 25 年 4 月に総務省より特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、平成 25 年度限りの措置として年利 4%以上の旧公営企業金融公庫資金に係る地方債について補償金免除繰り上げ償還が行えることとなり、その財源として特定被災地方公共団体借換債の発行ができる通知がありました。上水道部では 5 件の起債が該当し、その残債合計額は約 1 億 7,218 万円となっております。今回の補正は、この繰り上げ償還を行い財源となる資金の想定利率を年 1.8%とし、軽減される支払い利息の平成 25 年度における額でございます。なお、償還完了となる平成 34 年度までに軽減される支払い利息の総額は、想定利率年 1.8%で約 2,000 万円になると見込んでおります。2 目消費税及び地方消費税で 16 万 1,000 円の増額補正でございますが、これは仙台分水の改定及び繰越予算に伴う調整額として増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、1 款 1 項 2 目借換債で 1 億 7,190 万円の増額補正でございます。これは収益的支出で説明いたしました特定被災地方公共団体借換債の新規借り入れ分として、起債ごとに起債発行額に合わせ 10 万円単位で精査した額の合計額でございます。

次に、支出でございますが、1 款 2 項 1 目企業債償還額で 1 億 7,419 万 9,000 円の増額補正でございます。これは、収益的支出で説明しました旧公営企業金融公庫資金に係る地方債の平成 25 年 9 月 20 日現在における元金償還額でございます。

次に、補正後の損益計算書について説明させていただきますので、資料 2 の 65 ページをお開き願います。

損益計算書の当初予算と第 2 号補正後予算の比較でございます。なお、金額は消費税等を抜いた額で記載しております。

今回の補正額は、色のついた第 2 号の予算額であり、その右の欄、太線で囲まれた部分が補正後の予算額であります。今回の補正は、費用である原水及び浄水費及び支払い利息の減

額となることから、当年度純利益の額は表の下から 2 番目となりますが、今回の補正で 2,264 万 3,000 円の増額、補正後の予算額では 5,791 万円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 収入支出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。藤原委員。

○藤原委員

123 ページ、仙台分水が下がったということで大変結構な話なんですけど、今回の仙台分水の協定というのは何年間を見ているのかということと、下がった理由等については仙台はどのように話をしているのかということについてまずお尋ねしたいと思います。

○佐藤水道事業管理者

今回、仙台分水の受水料金の減額を提案したわけですが、仙台分水については、委員御存じのとおり昭和 45 年から受水を開始してございまして、現在日量 5,000 トンで契約をしております。その中で、今までずっと料金改定をしてきたわけですが、今回平成 9 年に現在の料金体系になってございまして、それが、今回仙台市からいろいろ提案がございまして、1 つは仙台市でやっています公的補償金免除繰上償還制度の活用、それから企業債の元利償還金の減などによりまして分水原価を減額するというところで、現在仙台市から分水を受けていますのは多賀城市それから名取市、それから七ヶ浜町の 3 つの自治体でございまして、それらと協議を重ねてまいりまして、平成 25 年の 3 月 29 日付で改定の締結を結んでございまして、本年 4 月 1 日より適用ということになります。

今回の料金改定の年数は、一応平成 26 年度までですから、25 年度と 26 年度の 2 カ年ということで締結を結んでいる状況でございます。

○藤原委員

仙南・仙塩広域水道の料金算定期間が平成 26 年度までだったような気がしましたけれども、どうだったのかということと、それから仙南・仙塩広域水道の単価の見通しというのはどうですか。

○佐藤水道事業管理者

仙南・仙塩広域水道の現在の料金算定期間については、平成 26 年度、ですから 26 年度末までの契約で現在受水を受けてございます。当然平成 27 年 4 月からの料金改定に向けまして、現在受水市町、県内に 17 市町村ございますけれども、この方々と具体的に今年度から次期料金の改定について検討を始めている状況でございまして、現在の見通しでは若干下がる方向で調整を図りたいということで連絡を受けてございます。

○藤原委員

それから、もう一つお聞きしたいのは、資料 1 の 69 ページ、議案第 52 号で剰余金処分が提案されておりました。これは予算には全く反映されないんですか。ちょっと、あれという

感じがするんですけども、その仕組みについて説明をお願いしたいんですが。

○佐藤水道事業管理者

先日提案いたしました剰余金の処分でございますが、あれについては原資が工事負担金それから受贈財産でもらった資金でございますので、それらを今回処分するに当たって他人資本という言葉がございますけれども、そういう観点からいきまして収益的収支上は反映されません。最終的には貸借対照表のみでの処理となります。

○藤原委員

普通の場合には、耐用年数がまだ来ていない償却資産を処分するときには減価償却の中の一つの概念で、3条の中の費用で除却処分というか、していたような気がするんですね。それは、帳簿原価上の処分であって、だから実際の出費にはならないんだけれども、そういう処分をしていたような気がするんですよ。これは、要するに新しい地方公営企業会計の改定によってこういうふうになったのか、もともとこれについてはこういう処分でいいということなのか、その辺はどうですか。

○佐藤水道事業管理者

今回の地方公営企業制度の改定には関係なく、もともとそういう会計処理をなささいということのあれは変わってございません。

○藤原委員

要するに、資本勘定の整理だけでいいですよということですね。まだちょっと仕組みがよくわからないので、後で聞きにいきますので。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第55号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第53号から議案第55号までの平成25年度多賀城市各会計補正予算の審査は全て終了いたしました。

各議案ともそれぞれの原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果について

は議長宛て報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私委員長に一任を願いたいと思います。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2 時 29 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 金野 次男